

| | | | | | |
|----|-----|----|----|------|-----|
| 議長 | 副議長 | 局長 | 次長 | 議事係長 | 議事係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--|---|-----|----------|
| 予算特別委員会会議録 (3) (令和3年3定) | | | |
| 日 時 | 令和3年 9月17日 (金) | 開 議 | 午後 1時00分 |
| | | 散 会 | 午後 4時44分 |
| 場 所 | 第2委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 川畑委員長、佐々木副委員長、横尾・高橋(龍)・秋元・高木・須貝・中村(吉宏)・高野各委員 | | |
| 説 明 員 | 教育長、総務・財政・産業港湾・生活環境・福祉保険・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者 (水道局長、港湾担当・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席) | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div> | | | |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、横尾委員、須貝委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松田委員が横尾委員に、丸山委員が高野委員に、高橋克幸委員が秋元委員に、松岩委員が高木委員に、中村誠吾委員が高橋龍委員に、濱本委員が須貝委員に、山田委員が中村吉宏委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、公明党、自民党の順といたします。

立憲・市民連合。

○佐々木委員

一般質問に関連した質問を続けさせていただきます。

◎不登校児童・生徒への支援の在り方について

まず、不登校児童・生徒への支援の在り方についてお聞きします。

以前に比べて不登校児童・生徒への支援に対する考え方が、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、様々な選択肢の中で学ぶことも許容した中で、子供たちの社会的な自立を目指すという方向性になってきたということ、そうした中で、本市でも出席の扱いに配慮しているということが答弁で理解できました。

そこで、そのとき示された市のガイドラインの内容について伺いたいと思います。

まず、評価について、当然出席しているとなれば、その学習活動の評価もされることになると思うのですが、これはどのようにされるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

本市のガイドラインにおける学習活動の評価につきましては、学校が把握した関係機関等における学習の計画や内容及び ICT 教材等における学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合に、学習活動の成果を評価に反映することとしております。

また、指導要録への記載につきましては、必ずしも全ての教科、観点について観点別学習状況及び評価を記載することが求められるものではございませんが、児童・生徒の置かれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童・生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることとしております。

○佐々木委員

また、出席の記録の指導要録への記載方法というのはどのようになっているのでしょうか。登校している児童・生徒との違いはあるのかどうか。例えば、施設とか ICT 活用等についての記載というのは、その中にされるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室篠崎主幹

出欠の記録の指導要録への記載方法につきましては、出席扱いとした日数は出席日数の内数として記入し、学校外の公的機関や民間施設等に通った場合、備考欄に通所した施設名を記入することとしており、自宅において ICT 教材等を活用した場合、備考欄に活用した教材名を記入することとしております。

なお、指導要録の様式や記載方法につきましては、登校している児童・生徒と同様となっております。

○佐々木委員

そのような形で残ることが分かりました。いずれにせよ、こうした子供たちも含めて、様々な子供たちの可能性を何とか生かしていける方法で頑張っていたいただきたいと思います。

◎緊急事態宣言下の小・中学校での対応について

続けて、緊急事態宣言下の小・中学校での対応について質問させていただきます。

8月27日、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」というものが示されています。これにより現在は各校で対応していることと思えますけれども、実際に山の手小学校などは現在進行中のことになると思うのですが、これによると緊急事態宣言対象地域、まさに小樽での学級閉鎖・学年閉鎖・休校の判断基準が示されています。その内容についての説明をお願いします。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

ガイドラインでございますけれども、地域の感染状況等に応じた対応の参考として示されたものになってございますが、学級閉鎖を実施する場合については4点示されておりまして、一つ目は「同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合」。二つ目として、「感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合」。三つ目が、「1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合」。四つ目として、「その他、設置者が必要と判断した場合」。これらが学級閉鎖を実施するというところでガイドラインで示されております。

次に、学年閉鎖の実施についてでございますが、「複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合」というふうに示されております。

最後に、学校閉鎖の実施についてでございますが、「複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合」というふうにガイドラインでは参考として示されております。

○佐々木委員

というふうに示されたということなのですが、このガイドラインが出る前のこれまでの対応との違い、なぜ今回変更されたのか、背景を説明してください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

これまでの対応との違いや背景などでございますが、感染が判明した場合には、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定のための調査は通常、保健所が行っておりますが、緊急事態宣言対象地域でありましたり、また、まん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難であるといった場合に、学校は保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者や、その周辺の検査対象者となるものの特定のために、校内の濃厚接触者等の候補者リストを作成・提示といった協力をすることがありますよということで、現在の緊急事態宣言、まん延防止等の際のことが新たに示されたところでございます。

○佐々木委員

今お答えしていただいたところに関わる部分のことについてももう少し聞きたいのですが、その前に前提として、保健所の判断を待たずに学校設置者が学校医などに相談して、こういう措置を決定するということですが、市内小・中学校の学校設置者というのは、具体的に誰を指すのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

市内におきます学校設置者は、小樽市教育委員会となっております。

○佐々木委員

教育委員会ということですね。学校長などではないということが分かりました。

その設置者、教育委員会に求められているのが、説明にあったように緊急事態宣言対象地域においては学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、臨時休業を行う範囲、条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です

とその中には書いているのですけれども、これについての対応というのはどうなっているのでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

これまで万が一に備えまして、保健所にも相談をさせていただきながら、臨時休業等の範囲等について事前に検討しているところでございます。

公表についてでございますが、条件や期間など様々なケースが想定されまして、混乱が生じるおそれがあることも考えられますので現在のところは公表はしておりませんが、保健所と十分に協議して判断しているところでございます。

○佐々木委員

その公表というところです。この後、相談しながらということですが、公表したことによって混乱というお話がありましたけれども、逆に公表をしないことで混乱するということも考えられますので、その辺のところも注意しながら、相談しながら進めていただけるようお願いいたします。

それから、先ほど話があったのですが、校内の濃厚接触者等の候補者リスト作成に協力する場合もあるのだということでした。学校現場で教職員や児童・生徒の感染が判明した場合、感染者本人への行動履歴のヒアリング、濃厚接触者特定のための調査、これは保健所で今まで行っていたものを学校側にその協力を求めると。そして、候補者リスト作成などを実際に学校で協力するというような中身の御説明がありましたけれども、こういうことが実際に行われる可能性はあるのでしょうか。

○(保健所) 健康増進課長

今、実際にこういうようなことが想定されるかという御質問だったのですけれども、これまで感染者がたくさん出て、学校現場でも出ていたりしていたのですが、その際については、これまでも座席表であるとか、あとは児童・生徒の名簿であるとか、そういったものの資料の提出はさせていただいて、協力をいただいていたということでございます。

ただ、こちらについては、保健所の業務として今濃厚接触者の特定、検査の範囲を決めたりとかということをやってきてはいるのですけれども、これから感染が今以上に出た場合には、やはり学校にこの辺りをお願いする可能性はあるというふうに考えております。

○佐々木委員

可能性はあるということなのですけれども、多分、私が思うに保健所がそれぐらい逼迫した状況になっていったときに、それでは頼まれるほうの学校を考えると、当然それと同じくやはり大変な状況にあるだろうということは容易に想像がつかます。児童・生徒への対応その他も含めて、このことがさらなる負担になっていくということも考えられるのですが、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

通常時には行わないことを行うということになってしまいますので、負担にならないとは言えませんが、保健所業務が逼迫するような状況になったならば、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないような形で御協力いただくということにもなるのではないかと考えております。

○佐々木委員

その心配、そういう業務の負担の部分もあるのですけれども、例えばそういう混乱した中で聞き取り調査をするとか、リストを作るといった際に、やはり完全にきちんとプライバシー等が守られるのかどうか、情報が漏れる心配はないのかというようなこと、それがかえって子供のいじめや何かにもつながっていくようなことも十分可能性のあることですので、こういう手法での実施については、やはり保健所と相談されて慎重に判断をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室吉田主幹

今後の実施についての御心配の御意見でございますが、これまでもプライバシー等に配慮してやっているところでございますけれども、今後も感染者を含め児童・生徒等のプライバシーに配慮するとともに、先ほども申し上げましたとおり、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないような形も含めて、保健所とも相談してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

よろしくをお願いします。

それでは、ガイドライン以外のところの質問に入らせていただきますけれども、一般質問で学級閉鎖の措置を取った場合、家庭とのオンライン学習について全市的な準備は整っているということでした。そこで少しお聞きしますが、例えばタブレットを自宅に持ち帰らせることについての道教委の以前の調査では、小・中学校の8割以上がはまだ認めていないとのことでしたが、小樽市ではどうしていますか。

○(教育) 学校教育支援室村中主幹

本市においては、臨時休業や出席停止等によりやむを得ず登校できない児童・生徒に対しては、端末を持ち帰らせ、健康観察をはじめ、学習課題の確認や授業のライブ配信などオンライン学習を行うこととしております。

また、夏季休業中において端末の操作の習熟を図り、2学期からの学習を円滑に行うことを目的として、夏季休業中に端末を持ち帰り、活用を図っております。

○佐々木委員

今の御答弁で触れられていましたけれども、その学校と家庭とを結んだ利用法について、もう少し具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

○(教育) 学校教育支援室村中主幹

児童・生徒が家庭でも安全に端末を活用することができるよう、端末を使う目的や家庭で使用の際に利用時間を決めることなどについての注意事項、30分に1度は目を休ませるなど児童・生徒の健康面への配慮、個人情報の取扱いやデータの保存などの留意事項についての使い方のルールを定めて、児童・生徒や保護者へ啓発しております。

○佐々木委員

学年閉鎖等の場合、私は少し機材面で心配だったのですが、ACアダプターというのは人数分きちんと持ち帰られるように用意はされたりしているのですか。

○(教育) 学校教育支援室村中主幹

学級閉鎖などやむを得ず端末を持ち帰らせる場合は、学校に備え付けてあるACアダプターを取り外して、家庭へ持ち帰らせることとしております。

○佐々木委員

それから、家庭での通信環境についてなのですが、ネット接続は確認済みだというお答えを聞いていますが、ただ、お聞きするところによると通信速度の差ができて、十分学習できない家庭、そういうような場合が心配されると伺っていたのですが、そういう心配はどうでしょう。

○(教育) 学校教育支援室村中主幹

端末を家庭のインターネット回線に接続できるかどうかの確認は終了しておりますが、各家庭の通信速度については把握しておりませんので、通信環境のない家庭や通信環境の差によって家庭で十分に学習できない児童・生徒については、別途学習課題を渡したり、電話で確認するなど、個別に対応するように配慮しております。

○佐々木委員

よろしくをお願いします。そういうようなところで差ができてしまうと困りますので。

それから、持ち帰って使用する際の注意事項を先ほどルールや何かについても少し説明していただきましたけれども、その内容について、もう少し具体的な内容の説明をお願いしたいのですが、例えば学校のタブレットを使っ
てのいじめの事例も発生していると聞いていますので、そういうことも含めて説明をお願いしますか。

○(教育) 学校教育支援室村中主幹

児童・生徒が端末を持ち帰り、安全・安心に利用できるように個人情報の保護について自分の端末をほかの人に貸したりしないことや、自分や他人の個人情報はインターネットに絶対には書き込まないこと、相手を傷つけたり嫌な思いをさせたりすることを絶対には書き込まないこと、ログインする ID やパスワードは他人に絶対教えないこと、カメラで誰かを撮影する際は、勝手に撮影せずに必ず相手の許可をもらうこと、トラブルに巻き込まれる可能性があるため、人や地域が特定できるような写真をインターネットにアップロードしないことなどについて、児童・生徒や保護者に注意喚起の文書を配布して、事前指導をしっかりと行ってから端末を持ち帰らせるようにしております。

○佐々木委員

最後にお聞きしたいのですが、持ち帰る際の故障とか破損の対応というのはどうなるのでしょうか。子供のことでですから、もう本当にナップランドに入れて、走り回ったり、ぶん投げたり、いろいろな大人の予想を超える行動を取る、そうした中で壊れてしまうというようなこともあるかと思うのですが、家庭の負担ということもあり得るのでしょうか。負担があるとすれば、どのような場合になるのか、その辺について説明をお願いします。

○(教育) 学校教育支援室村中主幹

精密機械であることから、気をつけて使用していても破損・故障は起こり得ることと考えますので、故意に破損させた場合でなければ、保護者の方に費用負担を求めることはしておりませんが、故意に破損させた場合や、紛失・盗難など重大な過失がある際には、保護者の方の費用負担を求める場合があることについてお知らせしております。

○佐々木委員

高いものですから、これを負担といってもなかなか大変なので、その辺の指導とか家庭への連絡等についても、十分周知をよろしくお願ひしたいと思います。

○高橋(龍)委員

◎新型コロナウイルス感染症について

まずはワクチン接種と治療薬等について聞いていきたいと思いますが、ワクチンの接種状況に関して一つ目お聞きしてまいります。

今回の定例会でも種々御議論がありましたけれども、何点か確認をするのですが、体制について一つ目です。

ワクチン接種の対策本部ができていのは皆さん御承知のところですが、形上はある意味時限的なものであると認識しています。そもそも基本的な押さえのところですけども、保健所や市役所の組織的に対策本部というのはどのような位置づけとなっているのでしょうか。

そして、現在、本部に配置されている人員の構成についても改めて御説明を願います。

○総務部長

ただいま対策本部の位置づけということで御質問をいただきました。

設置根拠ということでお答えをさせていただきたいと思います。

この対策本部の設置根拠は、小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部規程という訓令で定めていることとなっております。これは、先ほど議員からもお話がありましたとおり、時限的な組織ということで、昨年度の小樽市特別定額給付金事業実施本部も同じような形で設置をさせていただいたという経過がございます。

それと人員の構成についてでございますけれども、一応、構成としましては本部長に副市長、副本部長には保健所長と私、担当次長に保健所次長と総務部次長ということで、ここは充て職ということになってございます。

実際に執務室に務めている職員になりますが、運営班長を含めた課長職2名、係長職1名、主任主事職3名ということで職員は6名、これは兼務または併任という形での設置になってございます。このほか会計年度任用職員6名を配置させていただいているところでございます。この人員については、今日現在ということで御理解いただければと思います。

このほか業務の必要に応じまして、各部局からの応援職員ということで、短期的に複数名の職員を応援に入れて対応をしているという状況でございます。

○高橋（龍）委員

設置根拠としては、訓令で対策本部ができていて、時限的であるということと、本部の組織の内容として現状で職員の方が6名と会計年度任用職員の方が6名いらっしゃるって、プラスその応援ということで、人員が流動的であるというふうな捉えをいたしました。

次に、業務の内容について、この小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部が担っているものをお聞かせいただきたいのですが、こちらはいかがでしょうか。

○総務部長

先ほど御紹介させていただきました小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部規程の中に所管事務という規定がありますので、そこでお答えをさせていただければと思います。

ワクチン接種に係る予算及び決算、国庫補助金、広報活動、並びに国・北海道・医師会及び医療機関との連絡調整についてのこと。ワクチン接種の接種券についてのこと及び実施会場についてのこと、このほか以外のワクチン接種についてのことというのは、所管事務ということで規定されているところでございます。

○高橋（龍）委員

お金の部分、予算決算の話、個々の話等から、また、その実際の実施に至るまで、ワクチンに関わってかなり広範な部分を担っていただいていると理解いたしました。このように非常に多岐にわたるといいますか、多忙であるとは考えています。

人員と業務の量を比較して、その人数及び勤務時間など過度な負担となってしまうことが懸念されるのですが、ワクチンに関しての業務をスムーズに行える体制が整っていると市としてはお考えなのか、あるいは、人手などリソースが不足しているというふうな捉えなのか、それに対して市の見解をお聞きしたいと思います。

加えて、もし不足しているとすれば、その現行の体制の中でどういった部分を変えるべきなのかという点も併せてお示しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○総務部長

小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部を立ち上げましてから、国の方針が相当変わってきているという状況がありまして、当初の想定よりも少し業務量が増えてきているという状況が確かにあるところでございます。

これまでもやはりそういう状況の中で小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部では相当業務量の負担が大きくなってきたという状況があるということも認識しているところでございまして、私どもとしましては、そのときの業務量に応じて必要な職員を応援で回して対応させていただくということとやっているとございまして、今後におきましてもまた業務量が増えればそういう形で対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

では、もう少し踏み込んでお伺いしたいのですが、第2回定例会の際にも少し伺いましたが、ブースター接種の可能性が、昨日、本日等も報道でも散見されましたが、恐らくブースター接種が必要になるであろうという方向性です。この場合に、本部の機能がこのままでいいのかということですが。

例えば、素人考えのようで大変恐縮ではあるのですが、ワクチン接種課のような形でその専門課を立ち上げるな

ど組織的な位置づけを変更することで改善できる点が出てくるのではないかと思いますのですが、この点に関してはいかがお考えでしょうか。

○総務部長

今、委員からワクチン接種課ということで御提案をいただいたのですが、私どもとしては少しこの先が見通せない中で、課というような形の恒常的な組織を作るということについては、少し難しいかというふうに考えているところでございます。

このようなことから、引き続き、時限的な組織ということで、必要な職員を確保するという、応援という形にはなるのですが、そういうような形での対応を取らせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋（龍）委員

いずれにしても、きちんとその人員が足りる形で、市民の方々にスムーズな接種が進むような体制というのを、まず市側が整えなければいけないと思いますので、そこに関してはよろしくお願ひしたいと思います。

次にワクチンに関して、引き続きではあるのですが、少し観点を変えまして、高齢の方々の接種に対しては一定めどがついてきました。ここから若い層にも接種が進められていくと思いますけれども、ここでも懸念されることがあります。これは、若年層の方のほうが免疫力が強いことで副反応の報告が増えるであろうと見込まれること。そして、同時にインフォデミック的な誤った情報によるもの、つまりデマですが、これが地域性を帯びて流布されるということを危惧しています。個々の事情などで、ワクチンを打たないという選択をする方がいること自体は起り得るとは思いますが、その根拠になるのがデマ情報であるというのは、絶対に避けなければいけないと考えています。

国も情報提供を進めているとは思いますが、こうした誤った情報に対する注意喚起の呼びかけというのは本市としてはどのように行われているのでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

若い世代の方への正しい情報ということでございますけれども、広報ですとかホームページなどを通じて行っているところがございますが、今後はさらにフェイスブックですとかツイッターですとか、そういうような手法も取り入れながら、若い方たち向けの情報提供、注意喚起ということに努めていきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

では、次にお聞きしますが、この間、国からのワクチンの配分には遅れが出たりということもありました。その際に他市では、接種の情報をワクチン接種記録システム（VRS）に入力できずに、実際の在庫数と国の押さえている情報にずれが生じた。つまり、棚卸の在庫が合わないみたいなような状況が起きてしまったとお聞きしております。

本市でも7月にワクチンの配分が滞ったことがありましたけれども、この理由として今述べたようなVRSの遅れなどとの関係があったのかどうか、もしくは別の理由であったのかということに関して御説明いただきたいと思ひます。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

6月後半、7月につきまして、国からのワクチンの配分量が変わったといいますか、要求どおり来なかったということがございます。これにつきましては、VRSの入力というのは、その後の国からのお話でございまして、その前につきましては、ワクチン接種が始まりまして大変多くの市民の方、高齢者の方が接種したいということで待ちに待っていたということがありまして、その当時、2桁台のワクチンは要求どおりといいますか、十分入ってきている月がございまして、それに合わせて市内の医療機関に要求量を聞きまして配分をしていたところですが、その接種スピードがどんどん上がりまして、実際の国からのワクチンの配分量に見合った状況にはならなかったと言ひますか、途中で少し接種スピードをこちらの対策本部でコントロールをするとよかったのかというふうには考え

ているところでございますが、結果としては、現在は、高齢者の方は十分接種を受けておりますけれども、そのような状況でございました。

○高橋（龍）委員

これは市側を責めているわけではなくて、課題を抽出したいという思いからお聞きをしたところですが、これまで述べてきたように春からのワクチン接種の中で様々な課題が惹起されてきたところです。人員や情報、そしてシステムなど原因というのも一つではないと認識しています。そのほかのことも含めて、率直に、今ワクチン接種に関して本市の一番の懸念というのはどういったものか、お聞かせいただければと思います。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

現在、一番懸念していることでございますけれども、やはりワクチン接種を進める上では、医療機関の体制も欠かせないものでございます。

医療機関からは、やはり接種の予約をするということと、通常診療とのバランスということもありますので、中長期的なワクチン配分がどうなるかということを示してほしいという御意見がたくさん寄せられております。私たちとか対策本部といたしましては、やはり国には1週間とか、そういうサイクルでのワクチン配分量の決定と、いつ入るかが2週間いつ入るのかというもなかなか、もっと早くというのでしょうか、そういう計画をお示ししていただくと、接種計画も立てやすく、市民の皆様にも安心して情報を提供して、いつになったらこういう状況で予約が取れるとか、そういうことをきちんとお示しできるのかというふうに思っています。

あともう一つは、補助金のスケジュールです。そちらももっと長いスパンでお示ししていただければと思いますが、とにかく国も初めての国を挙げての事業ということもあるのでしょうかけれども、何でもぎりぎりというところで、少し私たちとしては、なかなかスケジュールを立てにくい状況かというふうに思っているところでございます。

○高橋（龍）委員

本当に現場のリアルな声といいますか、そういったことも受け止めました。

これに関しては、私がどうこうできるものではありませんけれども、ただ、市に対してはしっかりとこういったサポートの体制といいますか、その応援の人員、応援体制ですとか、そういったものを組んでいただきたいと思えます。

治療薬について1点だけ少しお聞きしたいのですが、横浜市で新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対して医師が電話での診察を行った上でステロイド薬の処方をはじめたということです。8割の方に症状の改善が見られるなど、効果が出ていると報じられていましたが、お聞きしたいのは、実際に医学的にその効果が認められるかということではなくて、処方のスキームとして本市でもこうした取組というのは行えるのかどうかという手続論の話なのですが、この点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

ステロイド剤を自宅療養者に対して医師が電話で診察を行った上で処方できるかということについての御質問なのですが、まずはその手法としてできるのかということであれば、できるということで押さえてはおります。

少し加えて説明をさせていただきますと、ステロイドという薬の特性で、やはりかかりつけの医師がしっかりフォローした上で処方するべきですし、そして、もう一つ加えてお伝えしたいのが、この新型コロナウイルス感染症においてステロイドを使うその状況というのが、治療のガイドラインにも示されていますけれども、中等症2という状況からであるということを見ると、非常に症状的には重くて、ステロイド剤だけではなくて酸素も必要ということです。横浜市でこれが進められているのは、医療機関の逼迫というところが大きな要因になっておりまして、本市でもできることはできるのですけれども、もしこの状況になるのであれば私どもとしては重く受け止めておりますし、やはりこうならないように感染者を増やさないだとか、ワクチン接種を進めて重症者を増やさないだとか、あとは市内の医療機関の体制をしっかりと整備するということが大事かというふうに考えているところです。

○高橋（龍）委員

お聞かせいただいて、大変参考になりました。逆に言うと、こういった状況を招かないように今対策を進めなければいけないということですね。

次に移したいと思いますが、緊急事態宣言について少しお聞きしたいと思います。

今3度目の緊急事態宣言下にありますけれども、本市でも多くの事業者に入流抑制に向けた協力をお願いしているところだと思います。例えば、職場への出勤についてはテレワークの活用、休暇取得の促進等により出勤者数の7割削減に御協力くださいと。あるいは、20時以降の勤務の抑制に御協力くださいと、通勤の手段に関して自転車通勤等の人との接触を低減する取組に御協力ください。主要観光施設等のライトアップ、繁華街の屋外広告などについて20時以降の夜間消灯に御協力くださいと、様々な場面で協力依頼をしていると認識していますが、こうした協力依頼に関して、実際に事業者が応じていただいているかどうかというのは把握していますでしょうか。

もしくは、何らかの調査を行う予定はありますか。もし、やるのであれば、その調査結果を生かす方法もお示しいただきたいと思いますが、こちらはどうか。

○（総務）総務課長

緊急事態宣言中の要請に応じているかどうかといったことの把握、それから結果を生かすといったことについてでございますが、今回の緊急事態措置につきましては、北海道の取組、知事が行うということで行っておりますので、北海道の取組、確認方法として、どのようにしているかという内容を確認させていただいたものについて説明させていただきます。

まず、飲食店に関して休業要請、それから、営業時間短縮要請といったようなものを行っておりますが、それにつきましては、まず北海道で委託業者を用いて実態の調査、そののちから行っていると聞いております。その中で実態の洗い出しをして、電話による確認をし、その電話による確認の中でまだ要請に応じていないところにつきましては現地確認、その中で要請に従っていないことについて、従ってもらうように指導・要請といったような形を粘り強く行っているというところでございます。

最終的にこの調査をどのように生かしていくかということでございますが、なかなか要請に応じてもらえない、指導に応じてもらえないといったところにつきましては、まず文書による命令といったようなものにつながってまいりまして、その後、形とすれば施設名等を公表するといったようなこともできると。最終的には現地を確認して、命令違反の事実を押さえた上で、今回、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置ということになりますので、地方裁判所へ最終的には過料といったようなものに処すべきものと、思慮するといった旨を知事から裁判所へ通知し、最終的には裁判所の判断により過料に至るといったようなことを確認しております。

あと、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくものとしたしまして、イベントにつきましては、先日、報道等の中でも感染拡大の原因になっているというところがございますが、取組内容としたしましては、全国的な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを実施するに当たりましては、開催要件等について北海道に事前に相談をするというふうな取決めになっております。

これにつきましては、具体的には、先ほど申し上げました規模のイベントを開催するときには、事前に感染防止対策などをどのように行っているかというチェックシートを提出して、それを確認した上で実施するといったような対応を取っているということでございました。

長くなって申し訳ないですが、あと、委員からの御質問でございました、例えばテレワークの関係、それから7割削減、時差出勤、ライトアップなどにつきましては、先ほど私が説明申し上げました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請ということではなく協力依頼ということになっておりますので、協力依頼のものに関しては実態の調査までは至っていないということでございます。

○高橋（龍）委員

やはりこれを聞いていて感じるのは、飲食店には、もちろん協力金、支援金というのがある反面、その休業の要請に対して、罰則、過料というのも設けられているということです。

ただ、片やそのほか一般企業でも、こちらも協力依頼に対して応じていただけたかどうかというのが、なかなか把握できていなかったりとか、逆に応じたことに対しての享受できるメリットといいますか、そういったものもあまり見受けられない、あるいは応じなかったとして罰則も特にないというところで、全体的に、これはもちろん小樽市がどうこうという話ではないですが、今の流れとして少しいろいろな部分にひずみが出てきているのかと感じています。

こういったことにも起因して、ある意味、緊急事態宣言慣れの空気感というのを感じていますし、我慢を続けてきた方々からは疲弊の声も多く聞こえてきます。また、正常性バイアスのような根拠のない、大丈夫だろうというのも声として上がってきていたり、いずれにせよ緊急事態宣言に対する受け止めというのが非常に軽くなってきているのではないかと感じています。

最後に、市としての認識について、そして今後の感染拡大防止に向けた呼びかけについて一言いただければと思いますけれども、こちらをお聞かせいただいて、私の質問は終わりたいと思います。お願いいたします。

○（総務）総務課長

感染拡大防止に向けた市としての呼びかけということでございますが、現在の取組といたしましては、消防車両、防災行政無線による外出自粛啓発、それから、状況が変わるのに合わせて、随時変更しております市長からのメッセージなどをホームページ等で発信しております。あとは、FMラジオでの対策の呼びかけ、市庁舎の中ではデジタルサイネージでの啓発、それから、先ほど説明申し上げました飲食店の見回りには我々や小樽市としても随所で同行させていただいている取組を行っております。

今後に向けてということでございますが、なかなか感染が収束しない中、新たな変異株も出ている中で、市としては危機感を持っているというのは、引き続きある意識でございまして、今後も我々の行っているものが市民の皆様へ声が届くような形で、粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○高野委員

◎聞こえのバリアフリーについて

まず、聞こえのバリアフリーについてお伺いしたいと思います。

難聴者の方は人口の5%というWHOの算定値によれば全国で600万人いると推定されています。小樽市もこれに当てはまれば、かなりの人数の方がいらっしゃるのかと思うのですが、難聴の原因は様々ですが、高齢者の多くが加齢による難聴と推定されています。これから超高齢社会を迎える中で、今後さらに増えていくことは確実です。また、本市は道内でも高齢者率が高いことから、高齢者が生き生きと暮らせることができるよう対応を考えていかなければなりません。

そこで伺うのですが、市として聞こえのバリアフリーの取組というのは、これまでにどういったものがありますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

聞こえのバリアフリーについての取組の御質問でございましたけれども、聴覚障害のある方の意思疎通を支援するために、小・中学校での手話教室などの手話の普及啓発、手話通訳者、要約筆記者の派遣などに取り組んでまいったところでございます。

○高野委員

それではまず、加齢性難聴について伺いたいと思うのですが、加齢性難聴というのはどういったものなのか説明願います。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

加齢性難聴とはどういうものかといった御質問でございますけれども、加齢とともに音を感知したり、増幅する細胞が減少することで、年齢とともに徐々に聞こえが悪くなるものと認識してございます。

○高野委員

年齢によってということなのですが、一般的には60歳代前半には5人から10人に1人、60歳代後半には3人に1人、75歳以上になると7割以上とも言われています。

難聴になればどういった影響が考えられるか、お答えください。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

一般的には、必要な音が聞こえずに社会生活に影響を及ぼす。車のクラクションが聞こえないなど、危険を察知する能力が低下する。家族や友人とのコミュニケーションがうまくいなくなる。それと、認知症発症のリスクが大きくなるなどと言われてございます。

○高野委員

そうですね、やはり聞こえにくいということではいろいろな影響が出ると思うのですが、やはり聞こえにくいということを歳のせいだからといって放っておけば、今お話ししたような大きな事故につながる危険性もあると思うのです。

また、加齢性難聴の場合は、通常、両方の耳が聞こえなくなるという特徴があるそうなのですが、現在、加齢性難聴の効果的なものとして挙げられるものをお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

加齢性難聴の改善のために効果的なものは、補聴器の使用が一般的だというふうに言われてございます。

○高野委員

それでは、補聴器のメリットというのは、どういったものが考えられますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

補聴器を使用することのメリットでございますけれども、補聴器によりまして聞こえを補うことで、認知症の予防ですとか、生活の質を改善することができるというふうに言われてございます。

○高野委員

日本補聴器工業会の調査では、補聴器は安心感や会話のしやすさだけではなくて、補聴器の非所有者は補聴器所有者と比べて、夕方になると疲労感が大きいことや、睡眠も変わってくるという健康問題にも大きく影響することが調査でも分かっているところです。

また、調査では補聴器保有者の10%以上が補聴器購入助成を受けていますけれども、小樽市では補聴器の助成とございますか、そういったものはあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

本市におきましては、聴覚障害の認定を受けられた難聴者に対しまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の補装具費支給制度に基づきまして、補聴器の購入にかかる費用を支給しているほか、身

体障害者手帳の交付の対象とならない軽度、中程度の18歳未満の難聴時の補聴器購入の費用の一部を支給してご
います。

これらの制度の対象とならない方につきましては、助成制度はございません。

○高野委員

今、障害手帳とかを持っている方ということだったのですけれども、該当になる障害認定の方はどういった方が
対象になるのか、説明願います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

補装具の支給の対象となる障害者の方でございますけれども、補聴器の支給を受けるには少なくとも身体障害者
手帳の聴覚障害の6級以上に該当することが必要となってまいります。聴覚障害の6級以上に該当するためには、
両耳の聴力レベルが70デシベル以上、または片耳の聴力レベルが90デシベル以上で、もう片方の聴力レベルが50デ
シベル以上であることが必要となってございます。

○高野委員

今6級以上ということだったのですけれども、やはり40デシベルで普通の話し声がやっと聞こえる程度というこ
とで、70デシベル以上ということは、かなり大きな声で話さなければ聞こえない状況だと思うのです。WHOでは
41デシベル以上で補聴器を推進しているわけですから、本来であれば難聴が進む前に補聴器をつける手だてが必要
なのではないかと思うのですけれども。

そこでお伺いしたいのですが、補聴器の購入額は大体で構いませんが、どのぐらいかかるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

性能ですとか補聴器のタイプにより価格に差があるようでございますけれども、一般的には1台当たり数万円か
ら数十万円というふうに認識してございます。

○高野委員

数十万円ということで、かなり高額なのかと思うのです。

ですけれども、やはり国の支援を含めて、難聴者の支援は不十分だと思います。

2019年に我が党の東京都議団が実施した難聴と補聴器に関するアンケートでは、527人の方が回答して、その中で
購入しなかった一番の理由が、価格が高いと回答されています。価格が高くて利用されていないということがやは
り大きな要因になっているので、道内では高齢者補聴器購入助成実施自治体が今、増えつつあります。現在は赤井
川村、蘭越町、北見市などの7市町村で導入しているのですけれども、小樽市としても補聴器購入助成の実施を行
ってはどうかと考えますがいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

先ほどもお答えしましたけれども、補聴器は1台当たり数万円から数十万円と非常に高価な機械でございます。
補聴器の補装具費支給制度の対象とならない方に対する助成制度を設けてはどうかという御質問だったのですけれ
ども、本市の厳しい財政状況がございますので、新たに助成制度を設けることは困難であると考えてございま
す。

○高野委員

補聴器をつけている市民からは、会話が聞き取りづらくてつらいという話を聞いているのです。2回目までは何
とか聞き返ししても、3回目になるとやはり相手に、もういいわというふうに言われたりしてしまって、会話を止
めてしまうこともあって、本当に話すことも苦になるという話も聞いていました。その方は片側の補聴器に13万円
ほどかかって、本当は両耳につけたかったのだけれども、お金がかかるためにもう数年、我慢して最近やっと両耳
に補聴器をつけて会話も聞きやすくなったというお話も聞いています。やはり両耳つけたほうが広い範囲の音が立
体的に聞こえやすくなっていくということもあります。

先ほど7市町村で助成しているということも報告しましたがけれども、自治体で助成額も様々なのです。やはり最

大3万円というところもありますし、低所得者に対しての助成もしているところもあるので、様々な取組をされていますので、こういった市町村の取組も参考にしながら、検討はしていただけないかと思うのですが、再度答弁をいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

今、委員から御紹介ありました、道内でも7市町村で取組が始まっているということですので、他市の事例など参考にはいたしたいと思えますけれども、引き続き他市の事例などを研究してまいりたいと考えてございます。

○高野委員

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ヒアリンググループのことについてもお伺ひしたいと思います。

以前、私は小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例が制定されていることも踏まえて、厚生常任委員会の中でヒアリンググループの導入について伺いました。そのときは導入している北海道高等聾学校に聞いたら、今は補聴器や人工内耳の性能が上がっているということもあって、ほとんど使っていないということがあったのです。でも、赤外線だとか、そういった器具自体が変わっているから、いろいろとどのようなものもいいかも含めて検討したいというような答弁だったのですけれども、その後、その補聴援助システムというものについては検討されたのかどうか、そこを伺ひたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

ヒアリンググループですとか、その他の赤外線を含めました補聴援助システムについての検討状況でございますけれども、具体的な需要の把握ですとか、効果的な導入方法など、まだまだ検討すべき課題がございますので、引き続き検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○高野委員

検討をしていきたいということだったのですけれども、そもそもなのですが、手話言語条例の制定は全国でも増えています。自治体によっては手話言語条例と一つにまとめて制定しているところもあるのですが、小樽市のように情報取得・コミュニケーション促進条例の制定というのは、道内でもほとんどない状況があります。

小樽市として、なぜ手話言語条例とは別にこの小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例を制定したのか、それについて理由を伺ひたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

まず、手話言語条例について説明いたしますけれども、手話が言語であるとの認識に基づきまして、聾者及び手話を必要とする人の手話による円滑なコミュニケーションが図られるように、手話を使いやすい環境を整備することが主眼でございます。

また、小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例でございますけれども、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害その他の障害のある方が情報を取得し、及びコミュニケーションを円滑に行うための環境の整備を目的とした条例であると理解してございます。

○高野委員

そのとおりだと思うのです。

やはりこういうような条例も制定しているわけですから、私は障害のある方とかが、自分に適した方法で情報を取得して、地域の方々とのコミュニケーションが取れるように、もっと進めていかなければいけないと思うのです。同じ条例を制定している札幌市では、障がい者コミュニケーション条例啓発漫画やガイドブックだとか、動画などを発信したりしているわけです。今、ヒアリンググループのお話もありましたけれども、やはりどンドン市としても取り組んでいかなければいけないと思うので、難聴者を支援する制度、こういったものをしっかり強化させていかなければいけないと思います。

聞こえやすい環境の整備など、聞こえのバリアフリーをさらに取り組むことが求められていると思いますが、今後の取組について、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。その点について伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

今、委員から札幌市の取組、漫画ですとか、動画ですとかも使ってということもございました。小樽市がどのようなことができるかというのは、これからの検討なのですが、まず委員の御紹介のあったヒアリンググループなどの補聴補助システムにつきましては、補聴器を使用している高齢者ですとか聴覚障害のある方が、必要な情報を容易に入手できる環境の整備に当たって、一定の効果があるというふうに考えてございます。

また、補聴器の販売店の方にお尋ねしたところ、現在販売されている補聴器の大部分にヒアリンググループなどに対応した機能が備わっているとのことでありますので、引き続きヒアリンググループなどの補聴補助システムを導入している他都市の事例等を参考に調査研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○高野委員

ぜひ、積極的に行っていただきたいと思います。

◎小中一貫校について

小中一貫校について伺いたいと思います。

教育委員会では、学校再編で忍路中央小学校、忍路中学校は長橋小学校、長橋中学校へ統合する方針から計画を見直して、今回の補正予算でも忍路中学校を一つの校舎に設定する併置校ということで予算が計上されました。

まず、どういった経過で忍路中央小学校、忍路中学校が併置校となったのか説明願います。

○（教育）主幹

このたびの小中併置校とすることについての経過についてお答えいたします。

忍路中央小学校、忍路中学校は児童・生徒数の減少による今後の教職員配置の減など、教育環境の低下が懸念されるため、両校の保護者や学校評議員の皆様から伺った御意見を踏まえ、両校の今後の教育環境を改善するため、令和4年度に現在の小学校に小学校と中学校を設置する小中併置校とし、小中併置のメリットを生かした特色ある学校づくりを行うという教育委員会の考え方を示し、広く地域の皆様の御意見を伺うため、地域説明会を書面開催いたしました。

書面開催では、教育委員会が示したこの考え方について6月28日まで意見を募集しましたところ、考え方に反対する御意見がなかったことから、地域の皆様には併置への御理解をいただいたものと判断しまして、令和4年4月からの小中併置に向けて施設の整備や併置のメリットを生かした特色ある学校づくりを進めてまいりたいと考えております。

○高野委員

統合ではなく併置となって、地域の方々からも反対の声はなくて、存続を歓迎する声もあると聞いて、本当にまずよかったなと思っています。

今、教育委員会は平成31年2月に小樽市小中一貫教育基本方針というのを出しているのですが、まずこれはどういった目的で行われているのか、説明願います。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

小樽市小中一貫教育基本方針についてですが、小樽市教育推進計画の基本理念である「主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり」の実現を目指して、各中学校区において9年間を見通した小中一貫教育の目標の設定や、9年間を通じた指導方法の工夫改善、小・中学校間での交流する機会を設けるなど、市内共通の視点で各中学校区の実情に合わせて取組を進めているところであります。

○高野委員

それでは、令和元年度、小中一貫教育推進地区の指定をしているのですが、どこが指定となっていました

か。

○(教育)学校教育支援室村中主幹

令和元年度は、北陵地区と朝里地区の2地区を推進地区としております。

○高野委員

2地区で行った取組というのは、どういった効果があったと考えられていますか。

○(教育)学校教育支援室村中主幹

北陵地区では、3校の教職員で教育課程・学力向上・生徒指導の三つの部会を設置して、9年間を見通した目指す児童・生徒像を共有し、情報交換と必要な方策について協議を重ねながら取組を推進しております。

成果といたしましては、3校合同の研修会の開催や、中学校教員が小学校へ乗り入れ授業を行うなど、小・中の教職員にとって目指す子供の姿や身につけさせたい力、子供たちの成長が明確になったこと。小学生は、中学校での授業のイメージを体験することで、中学校に入学してからの学びがスムーズになったことなどが挙げられます。

課題といたしましては、9年間を見通した教育課程の編成や、取組をより一層推進するための組織体制の整備などが挙げられております。

朝里地区では、北陵地区と同様に中学校教員が小学校へ乗り入れ授業を行うことを通して、中学校教員が小学校の実態を把握できたり、小学生は、中学校への入学に期待を膨らませることができたりしたこと、小・中合同研修会を開催することで、子供たちの実態や目指す姿などについて交流することができたことなどが挙げられます。

課題といたしましては、乗り入れ授業を行う際の教員の打合せの時間の確保や、小中一貫教育の理念について全教職員がより一層理解促進を図ることなどが挙げられております。

○高野委員

北陵地区と朝里地区の2地区ということだったのですけれども、推進地区以外の中学校区では、実施できるものから取り入れてということもあったそうなのですが、実際に取り組んだ学校というのはあったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○(教育)学校教育支援室長

北陵地区、朝里地区以外の学校の取組ということでございますけれども、これまでも各地区の実情に応じて、中学校教員による小学校への乗り入れ授業や小・中学生同士の交流、あとは、中学校への体験入学については全部の中学校で実施しております、そのような取組がそれぞれの地区の実情に応じて進められておまして、特に小学生については、中学校への進学に向けて安心感が生まれ、また、期待と意欲が高まるなどの成果が表れているところでございます。

○高野委員

いろいろと取組をしている中で、課題もありながらもいろいろなメリットや、効果もあったということで、現在は行っている学校を増やしているのかと思います。

私は、今お話があったとおり、小学校と中学校が連携を取って児童・生徒の情報を共有したり、いろいろと課題を解決するという点では、小中一貫教育の取組はすごくいいのかと思っています。

ただ、こうした取組を進める中で心配なのは、本州のように巨大学校を造って、学校統廃合を進めていくことにつながらないのかといった心配があります。例えば、高野市では学校適正規模を変更して、小規模校の適正化として小中一貫校の導入を進めて住民が猛反対をする中で、小学校2校と中学校1校の、三つの学校の統合が進められてしまったという事例もあるわけで、こうした適正化が必要だとして、強引に小中一貫校を進めるようなことはないですね。そういったことを確認したいと思います。

○(教育)学校教育支援室村中主幹

本市としましては、現段階では小樽市小中一貫教育基本方針に基づいて、学力・体力の向上や中一ギャップの解

消など小中一貫教育の内容の充実に向けて取組を進めているところですが、今後、国の動向や市内の児童・生徒の状況によっては様々な計画や方針を見直していく際に、小中一貫校の設置も考えられるとあります。

○高野委員

小中一貫校を全部否定するわけではありません。先ほど言ったように、やはり地域住民が喜んでいるということもあるわけで、そこが何よりも大事なことだと思うのです。やはりそこをしっかりと考えて進めていただきたいと思っています。

◎奥沢墓地の駐車場について

次に奥沢墓地の駐車場について伺いたいと思います。

奥沢墓地は天神十字街からキロロに抜ける国道393号を100メートル上がったところの左側にある墓地だと思うのですが、小樽の墓地は山坂があるので、お墓参りに訪れる方は大変だと思うのですが、特にこの墓地に関しては車がなかなか駐車できないという状況が見受けられて、少し心配だなという点がありますので、何点かお伺いしたいと思います。

まず、奥沢墓地には駐車場があるのか、その点について伺いたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

奥沢墓地につきましては、10台程度置ける駐車スペースがございます。

○高野委員

今10台ぐらいということだったのですけれども、実際、私も駐車場に行かせていただいたのですが、そこには白線もない状態があるので、やはり大きい車が何台も駐車することになれば、10台も止められないのではないかと考えています。

今年の8月もですが、お盆時期になると、お墓の敷地内に止められない車があふれて、路上駐車する車が列をつくって警察が入るという状況もあります。

こういった状況を市として把握しているのか、その点を伺いたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

お盆の時期には警備員を配置して交通整理を実施しておりますが、路上駐車が発生しているということは把握しております。

○高野委員

こうした路上駐車が発生している状況だということなので、そうしたことを解決するために奥沢墓地の敷地内にさらに駐車場を確保することはできないのか、その点について伺います。

○（生活環境）戸籍住民課長

奥沢墓地の敷地内につきましては、現在の駐車場所以外の場所はスペース的に確保できないため、新たな駐車スペースを確保することは難しいと考えます。

○高野委員

スペース的に難しいということですね。

それでは、今まで、奥沢墓地のすぐ近くの旧天神小学校の敷地を駐車場として利用したことはあるのでしょうか。その点について伺います。

○（生活環境）戸籍住民課長

旧天神小学校につきましては、お盆期間中や秋のお彼岸に敷地を臨時駐車場として利用しております。

○高野委員

今、旧天神小学校の敷地も利用しているということだったのですけれども、何台ぐらい利用できるような状況なのでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

台数といたしましては、20台程度を確保しております。

○高野委員

20台程度ということでした。

そういうふうに確保されているけれども、今もお話したような大変な状況だったということだと思うのです。私自身も今年の8月にあそこを通ったら、路上駐車の手がすごい状態でした。

これから厚生常任委員会とか総務常任委員会でこの平成30年3月に閉校した旧天神小学校跡利用について説明があるとは聞きましたけれども、具体的な活用内容は決まっていないと思いますが、今後この旧天神小学校を活用する際には、旧天神小学校の敷地内も活用して駐車場がしっかり確保できることも含めて、ぜひ考えていただけないかと思うのですが、その点について伺います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

現在、旧天神小学校の跡利用の話も出ておりますので、引き続き利用できるよう検討していきたいと考えております。

○高野委員

よろしくお願ひしたいと思います。

◎買物弱者対策について

次に、買物弱者対策について伺いたいと思います。

国では、最寄りの食料品店まで500メートル以上離れ、車の運転免許を持たない人、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品や日常の買物が困難な状況に置かれている人々のことを定義している状況です。

2014年の国の調査によると、買物弱者というふうに言われている方は700人ということで、さらに現在は増加しているのではないかと考えられます。市として買物弱者という実態を数として把握しているのか、その点について伺いたいと思います。

○(福祉保険) 福祉総合相談室中村主幹

買物弱者の実態につきましては、具体的な人数等につきましては把握しておりませんが、地域福祉計画の策定におきまして、市内各地域で行ったワークショップなどにおきまして、地域の皆さんとお話をする中で店が減り、買物をするのが大変である地域があるということにつきましては、承知しております。

○高野委員

店が減って大変だというお話も聞いているということでした。

市内では2018年9月には赤岩の100円ショップえだ豆君が閉店して、今月にはコープさっぽろオタモイ店も閉店予定となっております。地域によっては重要なスーパーが閉店となり困っているという声が寄せられています。

そこで伺いますが、食品を扱う市内のスーパーの数、推移などが分かればお答えください。

○(産業港湾) 藤本主幹

スーパーの店舗数の推移についてでございますけれども、企画政策室の統計担当にそういった食料品スーパーというような統計はあるのかということを確認したのですが、うまく分類がないということでありましたので、私のほうで大規模小売店舗立地法で届出が必要な、店舗面積が1,000平方メートル以上の店舗の中から主に食料品を扱っているだろうというスーパーを拾ってみました。

20年前の平成13年には12店舗、10年前の23年には11店舗、現在は12店舗ということでございまして、この拾い方になりますと、店舗数については大きな変動はないというふうな状況になってございます。

ただし、今、委員おっしゃいました、1,000平方メートル未満の店舗におきましては、届出がないので全て把握しているわけではございませんけれども、数店舗閉店しているという状況と認識しております。

○高野委員

1,000平方メートル以上の場合、数的にはそんなに大きく変わっていないのかとは答弁を聞いて改めて思ったのですが、やはりそういう食品を扱うスーパーがある地域とない地域の差が出ているように感じるのですが、その点について市としてどのような認識なのかお伺いします。

○（産業港湾）藤本主幹

そういった地域によって買物できる環境の格差があるかどうかというところにつきましては、正確には把握してはございません。ただ、今申し上げましたとおり1,000平方メートル未満のスーパーが閉店しておりますので、当然、御近所にお住まいなどの方にとりましては不便になった方もいらっしゃるのかというふうに思っております。

その一方で、最近ではドラッグストアなどでも、個食ですとか日用品なども扱っている品ぞろえの豊富な店も出ておりますので、状況においても一概に不便になったとかというふうにはまでは言えないケースもあるのかというふうには認識はしております。

○高野委員

確かにドラッグストアなどでもいろいろと日用品も扱ったり、食品もあつたりという状況もあるのですが、近くにある方がいいかと思うのですが、やはりない方にとっては大変なのかと思うのです。一般的に最寄りの地域で買物ができなくなるということは、どういった影響が出るか、お答えください。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

地域で買物ができないことでの影響につきましては、欲しいものが欲しいときに手に入らないということはもちろんのこと、例えば介護サービスでいきますと、買物の量ですとか、その種類とかにもよるのですが、ヘルパーがより遠方に買物に行かざるを得なくなれば、そのため時間を要し、ほかのサービスの時間が短くなるなどの影響も出るなどということが考えられます。

○高野委員

今お話ししましたが、コープさっぽろオタモイ店の部分で言えば、オタモイ、幸、塩谷地域にそういう大きなスーパーがないということで、やはり大きな影響が出てくるのではないかと思います。今、介護サービスのお話もありましたが、遠くに行かなければ品物が手に入らないということになると思うのです。それで赤岩地域の方も、100円ショップえだ豆君がなくなって、ある一定の方はコープさっぽろオタモイ店まで買物に来ているという話も聞いたので、こういった方も影響は受けるのかと思うのです。どちらにしても、やはり買物できる場所がなくなれば、遠くに行かざるを得ない状況が生まれるわけです。

以前、私は厚生常任委員会で、買物弱者についてお伺いしました。そのときは関係部署とも連携して、どのように取り組んでいけるのかを考えたいというようなお話でしたけれども、その後何か取組を考えられたのか、その点伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

買物弱者への取組につきましては、現在地域包括支援センター等と連携しまして、買物をはじめ通院ですとか、銭湯などへの移動支援などにつきまして、地域の皆さんと地域課題ですとか、その解決方法について話し合いを進めているところでございます。

○高野委員

少し伺いたいのですが、第7次小樽市総合計画の作成時に行った市民アンケートの結果の中で、小樽市に住み続けたいと思う理由と、小樽市外に転出したいという理由の結果が出ていますが、この中で買物に関する項目があったのか、その点を伺います。

○（総務）企画政策室内山主幹

平成28年8月から9月に総合計画に関します市民アンケートを実施しておりますけれども、今、委員から御紹介

にありましたとおり、小樽市に暮らして感じて居ることに関する項目として、定住意向度調査というものを行っております。「今後も住み続けたい」と答えた方の居住する居住理由についての回答につきましては、「買い物など日常生活が便利だから」とするものにつきましては、上位 5 番目の理由に挙げられております。

また、「小樽市外に転出したい」と答えた方の理由の回答につきましては、「買い物などの日常生活が不便だから」とするものが最も多い理由となっております。

○高野委員

今お話があったように、やはり定住する要件にも買物というのは非常に大きく、やはり人口減を食い止めていくという点でも注目する点でもあるのかと考えるのですけれども、その点については市としてどうお考えですか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

買物など日常生活の利便性については、定住を判断する上での要素の一つと考えております。

○高野委員

要素の一つというお話がありました。

先日コープさっぽろオタモイ店の閉店に関する説明会に参加した方のお話を伺いました。その方にお話を聞きますと、自家用車を所有している方であれば、あまり不自由を感じられないのかもしれないけれども、そうではない高齢者にとってはやはりバスの便も減って、ふれあいパスも以前のように使えないという状況の中で、買物も制限せざるを得ないと。地域から離れてしまう方が今後、増えてしまうのではないかとといった心配の声も聞いています。

ほかの自治体も様々な取組もされていますから、そういったことも参考にしながら、少なくとも買物弱者に対する対策を市としても考えていただきたいと思いますが、その点について最後に伺いたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

買物弱者に対する対策の取組ということですが、安心して暮らせる地域づくりには持続可能な買物支援の実現は重要な取組と考えておまして、小樽市地域福祉計画の施策の一つとしても位置づけておりますので、市として他都市の事例も参考に、具体的な内容につきましてはこれからになりますが、新たな買物支援を行うための協議を引き続き行っていくことはもちろんのこと、地域の皆さんや事業者の皆さんにもこの支え合いの仕組みづくりにつきまして御理解いただけるように、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○高野委員

ぜひ、地元の商店街の方ですとかいろいろな方を巻き込んで、いろいろな対策を検討していただきたいと思っております。

○（福祉保険）福祉総合相談室長

ただいま主幹から答弁した内容の繰り返しになりますけれども、私どもも地域福祉計画の中で、ある程度、一定程度明確に方向性を示しておりますので、そうした内容に沿って関係機関ですとか、地域の方とよく話し合いをしながら取組を進めていきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 30 分

再開 午後 2 時 55 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○横尾委員

◎文書の取扱いについて

まず、文書の取扱いについてお聞きしたいと思います。

保健所で新型コロナウイルス感染症に関連した患者確認の遅延が発生したとお聞きしました。医療機関が新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに発生届を入力したと同時に、システムから自動送信される発生届があった旨の保健所へのメールというのを見落とししたというようなお話を聞きました。

それに関連して少しお聞きしたいと思うのですが、まず市役所の文書等の処理について確認したいのですが、文書事務取扱規程の第4条をまずお聞かせください。

○（総務）総務課長

市の文書事務取扱規程、第4条の規定ですが、こちらにつきましては、文書の取扱いということで、条文といたしましては、「課長等は、所管事務に係る文書を迅速に処理するとともに、当該文書の管理を適切に行わなければならない。」といったところから始まりまして、文書の処理に当たる担当は、期限内に処理できないときは上司に申し出る旨の規定をしている条文でございます。

○横尾委員

この中であった、文書処理に当たる担当者というのは、誰が、どのように決めているか、お聞かせください。

○（総務）総務課長

第4条第2項に当たります、文書の処理に当たる担当者という者は、実際の実務担当者のことを指します。それぞれ各課かいの中でその業務、事務に当たる担当のことを指しているものになります。

○横尾委員

この中で報告をするとあるのですが、報告しなければ期限が到来することも分からないという形になってしまうのではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

横尾委員が御質問いただいておりますのは、先ほどの第4条第2項にあります、処理が困難な場合、上司に申し出るという旨の規定に対して、話をしなければ分からないのではないかということですが、結論とすればそのとおりかと思えます。文書の処理に限らず、基本的に期限内に業務が終了しないときには、上司とその状況を共有しなければならないというのは当然のことでございますので、本件に限らず職場内のコミュニケーションを適切に取るという中で対応していきたいというふうに考えております。

○横尾委員

次に、同じく文書事務取扱規程の第7条第3号と第10条の第1項だけでいいので、どのようなものかお示してください。

○（総務）総務課長

文書事務取扱規程第7条第3号につきましては、「前2号に掲げる文書」、前2号といいますのが、書留、それから裁判所から交付送達された破産決定確定通知書などを指しておりますが、そういったもの以外の文書につきましては、文書の表面に日付印を押し、当該文書を所管する課に配布すると。内容といたしましては、文書所管課というのが我々総務部総務課になりますが、本庁舎に到達した文書に日付印を押し、文書を担当する課に配布するという条文になります。

もう一つ、第10条の第1項でございますが、こちらにつきましては、配布文書の処理ということで、「收受し、又は配布された文書」ということで、その課で受け付けた文書、それから、先ほどの規定の中で各所管課に配布し

た文書につきましては、当該文書に日付印を押印し、収発件名簿という文書を処理する名簿に必要事項を記載するとともに、その名簿に課長が判を押し、担当が判を押すといったようなことを記載しております。最後に、ただし、軽易な文書につきましては名簿への記載を省略することができるといったような旨を記載している条文でございます。

○横尾委員

こういった規定なのですが、これはあくまでも紙媒体で届いた文書のことを規定されているのかと思うのですが、メール等の電子媒体できた場合の処理はどのように決まっているのか、お聞かせください。

○（総務）総務課長

文書事務取扱規程の中で、メールにより到達した文書を改めて規定しているものはございません。扱いといたしましては、紙媒体のように我々総務課を通じて配布ということにはなりませんので、各課で直接收受する文書といったようなものに準じて扱うというふうに取り扱っております。

○横尾委員

各課なのですが、このメールの確認というのは担当が決まっているのでしょうか。それとも、その業務、中身を見た上で業務の担当者がそれぞれ処理するという形なのでしょうか、お聞かせください。

○（総務）総務課長

メールの文書の確認処理は誰が決めるのかということですが、実務的なところでいきますと、各課の庶務担当者がメールの振り分け業務というようなものを行っているということになるかと思えます。処理に当たりまして、紙媒体としてそれを出力して、先ほど申し上げました、例えば収発件名簿に記載するようなものも当然ございますし、あるいは情報共有をするというだけで済むようなものにつきましては、メールの転送機能により各職員に転送して、紙媒体に出力しないということも実情としてはございます。

○横尾委員

各職員に転送するという形ですので、紙であれば1枚の紙があって、それが担当者に届いてそれを処理するというのは分かるのですが、全員に配布される場合、これは自分が担当で自分が処理しなければならないという意識が薄くなるのかと感じています。

そこで、またお聞きしたいのですが、メールの送受信の環境というのはどのようになっているか、お聞かせください。

○（総務）情報システム課長

メールの受信の環境でございますが、ほかの地方自治体等とつながっているLGWANメールといわれるものと、一般のインターネットのメールという2本の環境に分かれております。

○横尾委員

業務によってその二つを見なければ、自分のところに届いているメールを見ることができないという形ではよろしいでしょうか。

○（総務）情報システム課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○横尾委員

こういった形で2か所のメールを見なければならない。また、インターネットにつなぐと遅延だとかということもあって、煩わしくなるということで事務の負担が大きいし、先ほどあったようなメールの確認をしなかったということも、こういったところもあって起きるのかと思うのですが、このシステムは、例えば1本になるだとか、切り離しているものが一つになるだとか、そういったものができるのでしょうか。

また、そういった見直しも検討したりはできるのでしょうか、お聞かせください。

○(総務) 情報システム課長

まず、メールが今 2 本の環境に分かれていると先ほど申し上げましたけれども、もともとは 2015 年の日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案というのがございまして、それに端を発してインターネットの環境を分離するという、セキュリティーの強化策が国から方針として打ち出されまして、本市もそれに従って環境を分離した結果、メールも 2 本に分かれてしまったというような事実がございます。

とはいえ、委員がおっしゃるような懸念と申しますか、メールのチェックに関して、なかなかうまくいかないところもあるかと思しますので、その辺を改善するべく、今、業者にもっといいやり方がないかということで情報収集をしているところでございます。

○横尾委員

こういったミスをやはり少しでも少なくしていかなければならないと思うのですが、先ほどの紙媒体の部分もそうなのですが、収発件名簿というのがありますが、あれで課長が確認をしてというふうになると思うのですが、この様式を見ると、期限を書いたり、回答の必要性を書いたりする部分がなかったりしますので、こういったところにそういった記載をすると、課長がしっかりと重要な文書に関しては確認ができたりするということもあるかと思しますので、そういう改定もこういった機会に考えるのもいいかと思します。メールの文書の処理についても、それぞれの担当課というふうになっていますので、その辺のメールでの文書の処理についてもしっかりと決める、見て分かるような形で進める、そういったものを示すことが必要かと思うのですが、この辺の見解をお聞かせください。

○(総務) 総務課長

ただいま、2 点の御質問をいただきました。1 点目につきましては、まず収発件名簿につきましては、文書事務取扱規程の中で定めております、文書を処理するための簿冊でございます。これの中に処理期限などを記載してはどうかといったような御提言でございますが、様式を変更して、そういうものを入れるか、あるいは、その様式の中には処理経過といったような欄もございまして、そういった欄を活用して処理期限を入れるか、現在、庁内でそういう取扱いというのはしておりませんので、事故防止に向けて、そのような活用について研究したいと思します。

メール等につきましては、メールによって到達した文書の取扱い、ルールを定めてはどうかということでございますが、現在、庁内一律のルールというのは決まっていないのが実情でございます。一番大事なこととしましては、事務処理の漏れ、そういったものがないかというようなことございまして、現在各課の中で実務に合わせて、例えば到達した段階で各担当を前もって振り分けして、それぞれで漏れないようにというふうにやっているところもございまして、あるいは、みんなに転送すると自分ではないといったような意識の中で扱うというのがありますので、担当だけにそれを振り分けるといったようなことをやっているところもございまして、

一律のルールをこれから設けると、既に行っているところに対して支障があったりする可能性もございまして、目的としては事務処理ミスのないように、改めてメールの取扱いを徹底するようにというようなことを庁内に周知してまいりたいと考えております。

○横尾委員

今のメールは、確かに煩雑、かなりの量のメールが来るところもありますし、本当に所属がかなりの人数になるので、曖昧というか、自分の担当なのか、正の担当なのか、副なのか、いろいろありますので、しっかりそこはコミュニケーションを取りながら、工夫しながら、今後このようなミスがないようにお願いしたいと思います。

◎公共用地における街路樹の管理について

次に、公共用地における樹木の管理についてお聞きしたいと思います。

まず、街路樹について特化してお聞きしたいのですが、街路樹はなぜ植えているのか、その目的をお聞か

してください。

○(建設)公園緑地課長

街路樹を植栽しております目的についてでございますけれども、町並みに統一感を与える、景観形成や緑園をつくり、日差しを和らげたり、排気ガスを吸収する環境保全、歩行者と車両の分離、並木効果による視線誘導などの交通安全の観点から植栽してございます。

○横尾委員

それでは、市内に街路樹のある市道は何か所になりますか、お示してください。

○(建設)公園緑地課長

街路樹のある市道の路線数でございますが、60路線でございます。

○横尾委員

ちなみに街路樹を植えてから、何年くらい経過しているか、分かればお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

街路樹を植えてからの経過年数でございますけれども、一番新しい路線についてお答えしたいと思います。

一番新しい街路事業を行った銭函新通は平成15年に供用を開始してございます。ですので、供用開始から18年が経過したものが一番新しいということになりますので、それ以外の路線については、それ以上の年数が経過しているということでございます。

○横尾委員

ちなみに、この街路樹についての苦情とか要望といったものはどのようなものがあるか、件数とか、内容が分かればお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

街路樹に関する要望につきましては、令和2年度で申しますと、剪定や伐木に関するものと、樹木の根が民有地、敷地内に侵入してきているなど、これらを合わせて48件寄せられてございます。

○横尾委員

街路樹の管理について、全国的にも大木化だとか、老木化が問題となっているというようなことをお聞きするのですけれども、小樽市ではどのような問題、課題があるか、お示してください。

○(建設)公園緑地課長

老木化や大木化によりまして挙げられる課題でございますけれども、先ほども申し上げましたように、例えば民有地内に根が侵入してきていると、あとは枝葉が伸びて、民有地側に越境してきているなど、そういう課題がございます。

また、維持管理に係る剪定ですとか、老木化して枯れてしまった木を伐木する、こういったことについても徐々に件数が増えてきているため、そういったものへの対応が課題であるというふうに考えております。

○横尾委員

細かい要望からの問題が同じように感じる部分、大きくなったりだとか、老木になっているということもあるのかと聞いておりました。具体的な問題についてお聞きするのですが、街路樹の根上りというのがあって、舗装を持ち上げてしまっているというのがあると思うのですけれども、それは小樽市内で起きているかどうか、把握しているかお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

根上りについてなのですが、通行に支障のない程度のもものございまして、箇所数など、詳細は把握してございませんが、望洋台地域が特に多い印象がございます。

○横尾委員

そこで、具体的な話なのですが、望洋1号幹線と望洋3号幹線というのはカツラの木が植えられているのですが、この望洋3号幹線のカツラの木の11本中8本の街路樹で根上りが生じておりました。望洋1号幹線では98本24本で根上りが生じておまして、ここは隆起だけではなくて、隆起したところにさらに深さ5センチメートル幅15センチメートルぐらいの溝が、街路樹から歩道の端に渡って生じていると。もう、がたがたで大変というところがありました。このようなことまでは把握していましたか。お聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

我々がそういった場所について把握する機会というのは、道路のパトロールの際ですとか、公園のパトロールの際、あとは住民の方から御要望が寄せられた際になるのですけれども、具体的に望洋1号幹線について、その場所を特定してというようなことは今把握してございません。

○横尾委員

私も歩道の一般的構造に関する基準というのを見て確認したのですが、なかなかこの歩道が、歩行に支障があるくらい凸凹があってもいいのかなのかと分からなかったのですが、このままにしておいても管理上問題はないのかをお聞かせください。

○(建設)公園緑地課長

先ほども申し上げましたけれども、パトロールですとか、市民からの御要望が寄せられた際には、現地をよく確認をした上で、支障が出ている場合については、その状況に応じた舗装の補修などを行っているところでございますので、先ほど委員がおっしゃられた箇所についても一度現地を確認の上、必要な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

○横尾委員

かなりの本数、舗装の規模になりますので簡単にはいかないと思うのですが、計画的に解消していただくことをお願いしたいと思うのですが、そもそもこの街路樹の維持管理に関する予算というのはどのようになっているのでしょうか。

また、最近の傾向などもあればお聞かせいただきたいと思います。

○(建設)公園緑地課長

街路樹に関する維持管理に要しております予算なのですが、街路樹の剪定費というものと、維持補修費を活用して剪定ですとか、枝葉の下枝処理などを行ってございます。

それで、過去3年でそれぞれの予算について申し上げたいと思いますが、街路樹剪定等事業費につきましては、平成31年度400万円、令和2年度500万円、3年度530万円。

維持補修費については、平成31年度5,800万円、令和2年5,300万円、3年度5,300万円となっております。この維持補修費全てを街路樹の関係で支出しているわけではございませんで、公園の施設ですとか、そういう施設全般の維持管理費ということで、定期的に行う維持作業ですとか、突発的な施設の故障、あとは街路樹が倒木したとか、公園の樹木が倒木したなどの突発的なことにこの5,300万円を使わせていただいているというところでございます。

○横尾委員

今回、街路樹に特化してお聞きしましたけれども、先ほどありました公園なども含めた公共用地における樹木というのは、市民の目にも触れやすく身近な緑ですし、先ほど交通安全の観点からと言いましたけれども、安らぎだとか、癒やしなどの心身的効果も与えるということで、非常に大事かと思っております。しかし、一方で、植樹樹の中に植えているということもあって、やはり厳しい環境の下で生育されていることから、本来の機能、効果を十分に発揮できていないものもあります。木の幅、間隔が短過ぎて、真ん中のところが日当たりが悪くて育っていないというものもよく見ます。また、先ほどもありましたけれども、道路供用から植えたものもありますので、植栽

してから年数がたち、老木化、大木化が進むことで枝葉の繁茂による落ち葉の増加、日当たりの悪化、そういったことで住民生活に支障を及ぼすことも十分懸念されていると。全国的なものですので、小樽も同じようなことがあるのかと思います。また、ずっとある木ですから、人口が減少する中で少ない予算でどうやって樹木を維持していかなければならないかというのを考えなければならないかと思っています。

そこで、平成27年3月に道路緑化技術基準というものが大幅に改正されまして、道路巡回のときの留意点だとか、今まではなかったかもしれないですけども、樹木の更新も含めた規定が追加されています。それを受けて北海道の道路緑化に関する技術資料も令和3年3月に改訂されました。そういったことも含めて、市として、やはりこういった統一的な考えの下で、樹木等の維持管理を行うことを目的に、街路樹管理計画だとか、ガイドラインみたいなものを作成することが必要だと私は考えているのですが、小樽市緑の基本計画を今策定し始めているところでもありますので、しっかりとそういった更新も含めたものを位置づけて計画することが必要だと思いますが、見解をお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

緑の基本計画に、この街路樹の維持管理計画を位置づけるということでございますけれども、現在の緑の基本計画は令和4年度末の策定に向け作業中でございます。策定に当たりましては、策定委員会など、市民の意向を反映させる必要がございます。ですので、現段階で確定的なことは申し上げられないのですが、街路樹の維持管理に関する項目の位置づけについて、必要な検討をしてみたいと考えてございます。

○横尾委員

街路樹もかなりたくさんありますし、どんどん大きくなっていますので、公共施設の再編と一緒にすけれども、計画的にやっていかなければ、そのときの費用ばかりかかってしまうという部分もあるので、ぜひ計画を検討していただければと思います。

◎新型コロナウイルス感染症後遺症について

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症についてお聞きしたいのですが、小樽市民の方で新型コロナウイルス感染症に罹患された方が後遺症で苦しんでいる場合の相談窓口というのはどこにありますか、お聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

新型コロナウイルス感染症の療養終了後も続く症状ということで、いわゆる後遺症の相談窓口は保健所になってございます。

○横尾委員

窓口における相談の流れをお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

市民の方から相談が保健所に入った場合、保健師が症状を聞き取りまして、受診が必要な場合につきましては、かかりつけ医がいる場合はかかりつけ医、いない場合については症状に合わせた診療科の受診をお勧めするとか、あと生活の注意点、そのようなことをお伝えするというような流れになっております。

○横尾委員

ちなみに、小樽市内で後遺症の専門外来みたいなものがあるところはありますか。

○（保健所）健康増進課長

市内で後遺症の専門外来を標榜している医療機関はございません。

○横尾委員

後遺症の相談なのですが、相談の件数だとか、内容だとかを把握されていますか。

○(保健所)健康増進課長

相談の件数自体は計上してはなくて、把握はしていないのですけれども、保健所に来る健康相談の中で対応しているということで、その中では、私が聞いたことでは、やはり療養が終わった後もせきが続いて少し息苦しさが残るだとか、体のだるさが残っていて不安だとか、あとは、湿疹が出てとか髪の毛が抜けてというような身体症状がまだ続いているというような相談が多いような傾向がございます。

○横尾委員

先ほどのそういった症状があった場合に、かかりつけ医、また、それがいない人でも、そういった病院に受診しても問題なく診てもらえるのでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

後遺症の専門外来として標榜しているわけではないのですけれども、保健所で、今年の 2 月から後遺症のお話を市民の方からお聞きしておりましたので、2 月の時点で小樽市医師会を通じて後遺症の訴えのある方につきましては、かかりつけの患者であれば診てくださいと。あとはそれ以外の患者も受診した際には、ぜひ診てくださいというお願いをしたのと、8 月にも小樽市の新型コロナウイルス感染症対策協議会の中でも、再度改めてそういう方が病院にいらっしゃったら、どうぞよろしくお願ひしますということをお願いをしているところでございます。

○横尾委員

後遺症の相談があったときに、例えばその後遺症のせいで休職したり、退職したりということがあった場合に、どうしたらいいのでしょうかという相談があった場合には、どういった対応を保健所ではされるのでしょうか。

○(保健所)健康増進課長

私も、健康のことについての相談を一義的に受けているというところはあるのですけれども、まず思ったのは、相談の中で、例えば生活を支えるような支援が必要な方については、やはり市役所内の福祉総合相談室につないだりだとか、あとは職場の労働環境の話であるとか、そういうことになったら職場に相談してくださいというようなことでお勧めするかというふうに考えてございます。

○横尾委員

かなり大変な状況で相談もされていると思いますので、その辺は人任せにならないような対応をお願いしたいと思っていますけれども、この新型コロナウイルス感染症後遺症について、小樽市ではどのように取り組んでいるのでしょうか。ホームページを見ても、後遺症のことについては一切書かれていませんが、その辺をお聞かせください。

○(保健所)健康増進課長

ただいまの後遺症の方の相談窓口の周知についてということなのですが、北海道で作成したリーフレットがございまして、そちらについては北海道のホームページにアクセスしていただくと見られるのですが、確かに保健所で、市独自の周知は行っていなかったもので、そちらは、市のホームページだとか、あとは広報に載せるだとかということで、周知を図ってまいりたいかというふうに思っております。

○横尾委員

単なる風邪と同じという方もまだいらしゃるとお伺いするのですけれども、このような後遺症があること自体が単なる風邪とは大きく違うのかと思っています。重症化のリスクだけではなくて後遺症のリスクを知ること、非常に今後の感染予防対策にも各自のものにつながっていくと思いますので、しっかりと周知もしていただいて、伝えていただければと思います。

○秋元委員

◎災害時の情報収集体制について

初めに、災害時の情報収集体制についてということで、現在の市の情報収集体制について説明してください。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

現在の情報収集体制でございますが、災害対策本部が開設した後ということでお答えさせていただきますと、外部からの電話等に対しまして、災害対策本部に設けます総括班が電話対応いたしまして、情報を集めまして、そのほか各対策部によります調査、パトロールによりまして、情報収集を行う体制というふうにしております。

○秋元委員

それで、情報収集体制については、災害の種類などにより違いはあるかどうかというのはどうですか。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

災害の規模によりましては、多少変動はあるのかとは考えますが、災害の種類によって大きくこの情報収集体制が変動するものではないというふうに考えています。

○秋元委員

災害の規模によって、例えば人員配置ですとか、情報収集の方法などについて特に大きな違いはないということよろしいですか。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

細かくといいますか、例えば津波が起きた場合につきましては、港湾関係のパトロール、情報収集がもちろん必要になってくるわけでございますけれども、それ以外の大雨ですとか、土砂災害、港湾に関係ない部分というのはまた少し体制が変わってくるということもありますが、大枠としては、私たちの計画としては特に細かく今、定めているものではない、基本的にはそう大きく変わるものではないというふうに考えています。

○秋元委員

それでは、収集する情報なのですけれども、その情報の種類というのは、総務省などのサイトを見るといろいろとあるのですが、小樽市で現在災害が発生した際に収集する情報の種類について伺いたいと思います。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

災害対策本部が発足した後ということでお答えさせていただきますが、市が収集する情報というのは、発災直後につきましては、災害情報ですとか、被害状況報告がまずメインとなると思います。その後に救急医療活動状況の報告ですとか、避難所の状況、運営に関する状況、また、被災者の安否情報というのが加わっておりまして、災害応急対策が進みますと、時間の経過とともに今度は被災者のニーズに応える情報へと、具体には、例えばライフラインの復旧に関する情報ですとか、物流など生活関連の情報の収集というふうに移っていくものと考えています。

○秋元委員

それで、現在の情報収集の方法について少し詳しくお聞かせいただけますか。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

こちらも災害対策本部が設置した後ということでお答えさせていただきますけれども、市内の被害状況につきましては、国道・道道の道路に関しましては、北海道開発局であったり、小樽建設管理部、そのほか警察、電力会社、ガス会社等の関係機関から災害対策本部に、リエゾンと呼ばれる連絡調整員が常駐することになっていまして、おのおのの活動の中で集めた情報を逐次災害対策本部に遅滞なく提供していただけることになっておりまして、まず、ここから収集するというのが大きな部分となっております。

このほか、もちろん市の各対策部の職員が施設の調査であったり、市内のパトロールは行いますので、その連絡を受けることや、また、住民、市民からの電話などの連絡による情報収集というのも想定しているところであります。

○秋元委員

それで、今お話がありました施設調査については、市の所有する施設全て、災害の状況によっては調査するとい

うことなのですか。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

まず、基本的には地震であったり、強風であったり、いろいろなパターンがございますけれども、そういう災害が発生するたびに、市の施設につきましては各部署で損傷がないかどうかを調査して、災害対策本部なり、平時であれば災害対策室を設けていますし、施設につきましては原則として調査するというふうになっております。

○秋元委員

それで、収集された情報なのですけれども、その情報についてはどのような方法で、どこが管理されている状況ですか。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

これも、災害対策本部が設置したときということでお答えさせていただきますけれども、設置した後に关しましては、情報を管理する部署というのは、災害対策本部内に内線電話を増設いたしまして、総務部の総括班を設けて、こちらで電話対応を受けまして、災害対策本部で一括して情報管理するということになるかと思ひます。

○秋元委員

管理の方法というのはどうなっているのですか。例えば紙に書いて貼り出しているとか、そういうことなのですか。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

災害対策本部を設ける場合で管理の方法を申し上げますと、クロノロジーという時系列の活動記録表がございますので、膨大な情報が集中しますので、ホワイトボードなのですが、ホワイトボードに、いつ、誰から情報を受けて、どのような内容だったかというのを時系列に記録していくことで管理するというふうを考えております。

○秋元委員

そうなのですね。かなり情報は錯綜したり、膨大な量の情報が来ると思ひるので、本当に大きな災害のときには非常に混乱することが予想されるころなのですけれども。

それで、発災後、例えば人命救助ですとか、二次災害の防止に欠かせないのが正確な情報であるということはあるまでもありませんけれども、今説明してもらった、収集された情報というのは、次はこの分析なのです。分析して活用するかが重要だと思ひるのですけれども、情報の分析方法は決まっているのですか。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

分析の方法ですけれども、先ほど申し上げました、時系列の活動記録表のクロノロジーというのを作りまして、そのクロノロジーに記載しています情報を受けて、実際誰が、現在どのような対応を行っているか、進捗状況ですとか、対応結果も書き込んで、全ての本部員でそのクロノロジーの情報を共有いたしまして、何が解決したのか、まだ何が残っているかを把握することで、情報の断絶を防いだり、あと、誤認や混乱を防ぐために有効というふうになっています。

実際にそのクロノロジーを使つての分析は、まだまだ私たちも訓練を始めたばかりで、今回の訓練でも模擬的にクロノロジーを作成してみたところなのですけれども、今後訓練を重ねて、その分析の手法というのは少し研究を重ねて進めていかなければならぬと考えているところです。

○秋元委員

少し心もとない答弁になっていますけれども、分析した情報から対応の優先度というお話を次に聞こうと思つたのですが、今の話だと、ではどういう状況だと優先して対応しなければいけないかというところまでは、現段階ではなかなか分析できないという感じなのかと思ひるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○(総務) 災害対策室進藤主幹

情報は恐らく物すごい量が一気に集中して来るのだなというふうに思ひますけれども、情報の対応の優先度とい

うことですが、まずは一元的に災害対策本部で情報を集約しまして、本部長の指示を受けまして、当然ですけども、まず人命に関わるものの対応を最優先に行っていきませんが、大規模な土砂崩れであったり、市の資機材だけで、もちろん対応困難なケースというのがありますので、それは優先度を上げまして、早急に自衛隊だったり、外部の関係機関に連絡して、派遣要請を行うというようなことを決めていくというふうには思います。

ただ、基本的には、市民からの電話ももちろん来ますし、メールも来るとは思いますけれども、それを受けてすぐ対応するというのではなくて、恐らく現地確認をして、事実を確認して、それから、派遣要請をしたりというようなことをすると思いますので、優先度につきましては、判明した順番を原則としつつ、情報がふくそうした場合は、規模の大きさなどを勘案して、そのときに適切に判断していくしかないのかというふうになんか今考えているところ

○秋元委員

最近は本当に自然災害というのは非常に多くて、毎年大きな台風とかも起きていますし、昨日も石川県ですか、震度 5 弱の地震があったようですけれども、今まで私は、議員にさせていただいてからずっと防災関係の質問はさせていただいておりました。今のお話だと、入ってきた情報から対応していくというお話で、確かにそれは一つそういう状況もあるかと思うのですが、一遍に入ってくると、確かに現場に確認に行くのも一つだと思います。ただ、今の時代、それをやっているとなかなか救えない命がたくさんあるのではなかろうかというのが一つあったものですから、今回少し掘り下げて、小樽の状況はどういうふうになっているのかという、そういう思いで聞かせていただいたのですが、優先順位についてはそういう考えなのですね。

今お話いただいて、いろいろと私なりに改善点、課題などがあるなと思ったのですが、現状で市が考えている、例えば情報の収集方法、また、分析方法、この辺りについて改善点ですか、課題についてあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）災害対策室進藤主幹

現状の本市の情報の収集、分析方法などということでございますけれども、直近の大きな災害でいきますと、北海道胆振東部地震のブラックアウトがあったわけですが、このとき非常に大きな全域停電がありましたが、建物や人への被害は、幸いにも、発生当時はほぼありませんで、避難所の開設という点だけかなり大きく対応したというふうに思っております。本市はこれまで幸いにも実際の災害事例が少ないほうでございまして、情報収集や分析の事例につきましてもまだまだ少ないと思っております、詳細についてもまだ詰め切れていないところで、今後検討していくことになるのですが、ただ感じることは、どこの自治体も従前からアナログ的な手法で、膨大な情報量を収集して、人海戦術で分析して対策を取っていくということを行っておりますけれども、昨今、職員数がどんどん減っていく中で、市職員としても実働するほうの災害対応にも当たらなければなりませんから、災害対策本部の中でも情報収集や分析に多くの人員をこれから割くのも難しいのかというふうには考えておりますので、課題につきましては、今後より効率的な情報収集の仕組みや分析方法を取り入れていかなければならないのかというふうな感じは受けております。

○秋元委員

そうなのですね。かなりアナログだと私も思います。今言われたとおり、やはり職員数がどんどん減っていく中で、皆さんが対応していくのは結構無理があるのかとも感じております。

そこで、第 2 回定例会で質問した SNS を活用した、情報収集と分析についてなのですが、まず、分析システムのメリット、デメリットを伺いましたが、改めてもう一度、第 2 回定例会のときに答弁いただいたメリット、デメリットについて伺いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

対災害 SNS 情報分析システム D I S A A N A、災害状況要約システム D - S U M M のメリットとしましては、

災害に関するツイート情報がリアルタイムで得られるものと考えております。

デメリットとしましては、個人による被害、被災情報の発信になりますので、全体像が把握しにくいことや、情報源がツイッターということから、匿名アカウントによる無責任な情報の発信もあることから、完全に対処することは困難であると考えておりますと答弁しております。

○秋元委員

そこで、その答弁の後に、対災害SNS情報分析システムDISAANAについては、今後、調査研究を行っていくということでしたけれども、その後の調査研究はされたのか、状況について伺いたいと思います。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

第2回定例会後におきまして、市内で事故等が発生した場合や、先ほど委員からも言われたとおり、昨日、石川県で震度5弱の地震が発生したことを受けまして、この対災害SNS情報分析システムDISAANAと災害状況要約システムD-SUMMのリアルタイム版を立ち上げて、いろいろと聞いて、どういったツイートがされているのかというのを確認しているような状況です。

○秋元委員

それでどういう感想を得たとか、何かあるのですか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

災害状況要約システムD-SUMMのほうなのですが、これはいろいろな種別の項目というのがございまして、その中で災害に対することや、同じツイートでも、その種目別にいろいろ分かれてふくそうして情報が発信されているというのが分かって、実際のところ、その情報を分析といいますか、先ほど委員から質問があったように、その分析を今後どのようにしていければ、これが確定となるのか。

対災害SNS情報分析システムDISAANAのほうなのですが、これはある程度、例えば「石川県 地震」「どこで」「被害は」とかというようなことで検索をかけますと、個人のツイッターというよりも、昨日の時点では正式な総務省消防庁の被災情報が流れてきて、そういった確定となる情報があるというのは理解して、こういった部分はうまく取り入れながら使っていければなというふうには感じたところでございます。

○秋元委員

このシステムを導入することによるデメリットとして、先ほど言われたとおり、情報源が個人による自発的な被災報告だけなので、全体像を把握しにくいということが一つ挙げられます。どれを見られたか分からないのですが、現在のシステムは非常に改良がされておきまして、その結果、2019年の台風19号では八ッ場ダム付近や嬬恋村でツイートされた孤立と救助要請の情報をマップ上に可視化して、メディアで孤立、救助要請があるという報道がされる6時間前に、実はこの情報が把握されていたということが一つあります。

もう一つは、2018年の北海道胆振東部地震のときには、全道で停電が発生していることを、地震発生後に北海道電力株式会社が全道で停電していますという発表をするには結構何時間もかかったのですが、このシステムで解析して、地震が発生してすぐに全道で停電が発生しているということが分かったそうなのです。そういうことからいって、今答弁いただいた、個人の自発的な被災報告なので全体像が把握しにくいことが課題だということは既にクリアされているのかと思いますし、もう一つ、無責任な投稿に完全に対応できないという課題も、現在のシステムだと大勢を占める情報を表示して、正確ではない情報を検知するというシステムに変わったそうなのです。それで、ある意味デマ情報なども区別できるようになったというふうになっているのですが、改めてそういうふうに進化しているということについては御存じでしたか。

○(総務) 災害対策室瀬川主幹

インターネット上の対災害SNS情報分析システムDISAANA、災害状況要約システムD-SUMMの活用についての資料によりますと、過去の災害での有効情報や、他自治体で行われました実証実験での有効性が掲載さ

れておりまして、子どもの認識よりは情報が精査されているものと感じているところでございます。

ただ、先ほども少しお話をさせていただいたのですが、第 2 回定例会以降、こういったものを立ち上げて、どのような情報が発信されているのかというのはいろいろと見てはいたのですが、実際に大きな災害が発生して、それを時間経過ごとにいろいろと見てきたという部分は、そこまで深くは見ていなかったものですから、実体験としては、どの程度、以前言われたものから進化したかというのは、私どもでは今のところ分からない状況ではございます。

○秋元委員

私が感じたのは、皆さんお持ちの情報が非常に古いんですね。今回、我が党の高橋克幸議員が D X の議論も様々されてきましたが、まさにこれからは D X、デジタル・トランスフォーメーションの時代になっていって、そういう意味では高橋克幸議員が言われたとおり、皆さんがそういう意識を持って、やはり日々業務に当たっていただく。そして、I T ですか、I C T というのは本当に日々どんどん進化していますから、そういうものをどのように駆使して、市民の安全ですか、安心ですか、こういうもの担保していく仕事ができるのかというのは、本当に日々ぜひ念頭に置いて仕事に当たっていただきたいと思います。

もう時間があまりないので結論に行きますけれども、先ほど紹介したシステムは導入するのに幾らするか分かりますか。私が今紹介した進化版は、一つのアカウントを取るのにクラウドを使うと 20 万円なのですね。そして、月々の運用費用が 5 万円なのです。そういうことを考えると、もしそのシステムが小樽市にとって本当に重要なものであれば、そのぐらいの費用であれば、私はぜひそういうものを導入して、ぜひ平時に何度も何度も使っていただいて、万が一災害が起きたときに十分活用できるようにしていただきたいというのが一つ。もう一つは、先ほど横尾委員が言っていましたけれども、例えばインフラ、道路ですか、樹木ですか、そういうものの状況なども市民に呼びかけて、もし例えば道路に穴が空いている、橋が壊れている、倒木がある、建物が倒れているとか、そういう情報。また、日々、例えば木が舗装を壊しているのですとか、そういうものの状況も S N S で発信してくださいということと呼びかけて、発信していただくと、この先ほど言ったシステムで解析、分析することができるのです。ただ、災害だけということではなくて、幅広く考えればいろいろな使い方ができますので、ぜひこういうものを活用していただいて、もし何千万円もするのだったら、私も少しどうなのかと思いはありますけれども、このぐらいの費用でできるのであれば、ぜひ市民の人に S N S を活用していただいて、万が一のときもそうですし、日頃から小樽市の情報などもどんどん発信していただければいいような、ある意味そういう市民と協働といいますか、そういうことも一つ考えられるのではないかと思います。

今紹介したシステムもそうですけれども、災害時にどういう情報を得て、どう分析して、どのように判断していくかということは、ぜひ詳細まで詰めていただきたいと思うのですが、最後に答弁いただいて終わりたいと思います。

○(総務) 災害対策室長

今、秋元委員からいろいろとアドバイスいただきまして、ありがとうございます。

災害状況要約システム D - S U M M ですか、そういうシステム、それから L I N E だとか、そういう手軽な手法もあります。その辺の活用についてはいろいろ検討しなければならないと思っています。

今回、高橋克幸議員から実際の D X、御質問いただきまして、我々もこの詳細についてはなかなかまだ分からないところがあって、この辺はいろいろ勉強した中で、我々も認識を深めなければならないと思っております。

災害においては、やはり情報通信技術というのは、すさまじい勢いで進展しているというのは認識しておりますので、これらの情報収集に努めなければならない。それから、技術の調査・研究、あとそういう技術をどう取り入れていくかという検討、この辺をしっかりとやっていって、市民の安全・安心というところでは、災害対応の部分はしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○須貝委員

◎北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について

最初に、北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫についてお話をさせていただきます。

今定例会の本会議においても議論のあったところですが、北海製罐株式会社への10月末の回答期限が迫っております。この件につきまして、本市として北海製罐株式会社へ無償譲渡を申入れ、市で所有する方向で検討されているとの新聞報道がされていますけれども、私は確認の意味を込めて幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、昨年、その回答の猶予の承認をいただいてから、ここまでの経緯についてお聞かせください。

○(総務)企画政策室布主幹

猶予をいただいた以降の経過でございますけれども、主なものとしては、令和3年1月、小樽商工会議所、小樽観光協会が主体として、北海製罐第3倉庫の保全活用を議論する、第3倉庫活用ミーティングが発足しております。小樽市としては、この倉庫には土地・建物の規制がありますので、その内容を含めて議論していただくため、アドバイザーとして参加してございます。

今年の3月、庁内の事務担当で打合せを行っております。内容につきましては、規制に関する意見交換、今後の流れなどの確認などを行っております。同じく3月、第3倉庫活用ミーティングが主催し、オープン勉強会を実施しております。同じく4月、第3倉庫活用ミーティングにおいて、議論のための建物劣化調査及び市民意識醸成の取組も必要でありまして、その資金を助成をすると、補助をすると、その財源確保のためのガバメントクラウドファンディングの実施を7月まで90日間実施をいたしまして、目標額530万円に対し、1,145万3,000円の御寄附を頂いたところでございます。7月、第3倉庫活用ミーティングから中間報告書が提出されております。8月、その内容を受けまして、市長、副市長をはじめ庁内関係部により今後の対応について方針を議論しております。その結果につきましては、中間報告を受けての現時点での対応状況として、各党派へ御説明を差し上げているところでございます。

今後につきましては、今月末、第3倉庫活用ミーティングから最終報告書が提出されることになっております。10月末に、北海製罐株式会社へ回答する予定になってございます。

○須貝委員

それでは、その本市の見解はいつ決定するのか、お聞かせいただけますか。

○(総務)企画政策室布主幹

第3倉庫活用ミーティングの最終報告書が今月末に提出していただけることになりますので、その内容と、今までいただいた市民、団体の皆様などからの御意見を踏まえて、正確に期日は決定しておりませんが、10月末までの回答に間に合うように、庁内で方針を決定したいと考えております。

○須貝委員

今お話ありましたけれども、それでは、その北海製罐第3倉庫の存続を願う市民の声とか要望とかあったと思うのですが、どのようなものがありましたでしょうか。

○(総務)企画政策室布主幹

北海製罐第3倉庫の存続を願う声、御要望につきましては、市に対しましては、小樽商工会議所などの団体や、個人の方から北海製罐第3倉庫の保全と活用を望む要望をいただいているところでございます。

また、先ほどお話ししました、ガバメントクラウドファンディングは目標上回る寄附を頂いたことができましたし、寄附に当たって同倉庫の存続を願うメッセージも多数添えられています。

また、第3倉庫活用ミーティングが開催したオープン勉強会のアンケートにつきましても、存続への要望ですとか、カフェですとか、レストランですとか、ホテルですとか、そういった具体的な提案が寄せられたところでございます。

○須貝委員

ここまでのお話にもありましたが、第3倉庫活用ミーティングの中間報告の主な内容とポイントをお聞かせいただけますか。

○(総務)企画政策室布主幹

7月5日に提出されました中間報告につきまして、まず、方向性のポイントとして三つございます。一つ目が、北運河地区の歴史的な環境を活かす市民の日常空間に観光客が溶け込む拠点としての北海製罐第3倉庫の導入施設や機能を検討を進める、「市民の暮らしと結びついた第3倉庫の活用」。

二つ目が、外観変更に柔軟性があり、国の技術指導ですとか、助成支援が受けられる、国の登録有形文化財として登録し活用するという、「国の登録有形文化財への登録」。

三つ目が、直ちに新たな開発者を見つけるのは容易ではございませんので、また解体猶予も迫っているため、「当面の間、小樽市による土地・建物の所有」。この3点が挙げられています。

また、活用期間の考え方につきましても、4年程度をスタート期間として、様々な本格活用のための準備を行うと。その後、本格活用期間とするという考え方が示されております。

○須貝委員

期間についても今お話しいただきましたけれども、第1フェーズと第2フェーズの期間を考えているということで、私も拝見しました。

それでは、課題をどのように認識しておりますでしょうか。

○(総務)企画政策室布主幹

現状、考える課題としては、まず無償譲渡をしていただけるのかなどの譲渡条件、まずこれが一つあるかと思えます。次に、今後の北運河地区の回遊性をどういうふうに具体化するのかということ。あとは建物の維持管理費、修繕費の捻出。そして、本格利用していただける開発者のリサーチ、こういったものがあると考えております。

○須貝委員

今お話がありましたけれども、私も、やはり大きな課題として二つあるかと思っています。まず一つには、この財政の出動をしなければならないということで、これは本会議でも御指摘があったと思いますが、これに対する試算がきちりできているのか。やはり老朽化が激しいために、私は、時間との戦いになる可能性があるのではないかということと、そういったことから派生する想定外の問題も発生する可能性があるのでは、この試算がやはり重要かと思っています。

今第1フェーズ、第2フェーズというお話がありましたけれども、第1フェーズのこの4年間でのこういった試算というのはできていますでしょうか。

○(総務)企画政策室布主幹

まず、第1フェーズの部分でございますが、まず建物の譲渡につきましては、まずは無償でお願いを考えておりますので、それを受け入れていただければ、その部分の譲渡については負担がないものと考えております。

あと、譲渡を受けた場合、当面市で保全をするということでございますが、その維持管理費や補修につきましては、新聞報道等で、北海製罐株式会社の倉庫として活用する場合の維持管理費ですとか、修繕費の試算などが出ておりましたが、譲渡を受けた場合、当面は保全のみを行う予定でありますので、現時点で明確な金額をお示しできませんが、維持費につきましては、新聞報道の金額よりは圧縮は可能であると考えております。

また、安全確保、ここが重要だと思いますが、その補修については優先順位をつけて対応してまいりたいと考えております。

○須貝委員

もう一点、これは私も危惧しているところなのですが、いわゆるホワイトナイトですよね。開発者が現れなかった場合、これもなかなか最悪な想定ですが、こういったところも念頭に置いて戦略を立てていかなければいけないのかと思うのですが、こういった場合どのようにランディングするのか、少し戦略的に考えておかなければならないと思いますけれども、お考えをいただけますか。

○(総務)企画政策室布主幹

今後、市で譲渡を受けた場合ですけれども、活用していただける開発者のリサーチを行っていきますが、民間での開発が進まず、御指摘のとおり、市が継続して保全していかなければいけないということも考えられますので、維持管理費もかなり圧縮ですとか、効率的な補修の実施など、支出をまずできるだけ抑えることが一つあるかと思っております。

あとは補助金ですとか、ガバメントクラウドファンディングの活用など、財源の確保に取り組みながら、粘り強く開発者のリサーチを行ってまいりたいと考えております。

○須貝委員

今そういった民間の開発のお話がありました。私の考えというか、事例紹介をさせていただきたいと思うのですが、全国的にもやはりこういった文化的な価値の大きい建物をどうやって保全していくのか、様々な知恵とか工夫がされています。つい最近の報道で、新しいところありますと、いわゆる五大監獄といわれる奈良の旧奈良監獄、これは1901年の重要文化財ですけれども、これが株式会社星野リゾートが開発するという事で名のりを上げられました。私が着目するのは、実はその腰巻きビルと言われる形態なのですけれども、これは皆様方、御承知かもしれませんが、歴史的な建物の外観を残したままビルを建てるということで、現在、東京、大阪、神戸などでは非常に多い形態でして、皆様方、一番よく御承知なものでは、例えば歌舞伎座が該当するところだと思います。この中で、これも1934年の登録有形文化財である旧九段会館、これは旧日本陸軍の建物で、二・二六事件の舞台になったところなのですが、これがやはり来年竣工で、腰巻きビルで今やっているところです。

こういった腰巻き型というのは将来的にコストが少なく、新しいリノベーションによるぎわいの形成が図られるのではないかと考えて、私も注目しているのですけれども、いろいろな難しい問題もあるのですが、ぜひこれもその検討のプランに入れていただきたいと思いますと考えているのですが、いかがでしょうか。

○(総務)企画政策室布主幹

今後の活用の検討に当たりまして、どのような形で進めるのか、現時点では決まっていない部分もあるのでございますが、活用事例につきましては、より多くの事例を参考とする必要があると考えておりますので、お話いただいた事例につきましても、今後参考とさせていただきたいと思っております。

○須貝委員

あともう一つ、今後、市民の方々の機運を盛り上げる仕組みづくりというのも要望されております。こういった活動や、風景を記憶にとどめる意味を込めて、小・中学生の方々が、北海製罐第3倉庫をスケッチするスケッチ会などを企画してはどうかというようなお話があるのですけれども、いかがですか、見解をお聞かせください。

○（総務）企画政策室布主幹

現時点で、市または教育委員会の主催で、小・中学生を対象にしたスケッチ会の予定はございませんけれども、民間団体で小・中学生などを対象に運河周辺を題材にしてスケッチ会を企画している例もございまして、小樽市も後援などをしておりますので、例えばこういった小・中学校に企画のチラシの配布ですか、参加の呼びかけは当然可能と思いますので、そういったことを通じて取り組んでまいりたいと考えております。

○須貝委員

この項最後にということで、少しお話させていただきますと、いわゆる運河論争の頃は、私は中学校から大学にかけてで、当時あまり興味を持たなかった覚えがあります。しかしながら、この小樽運河は、間違いなく小樽にとって今、最重要な資産になったことは言うまでもないと思います。今リアルタイムにこの問題に向き合っている者として、将来に対して大きな責任があると考えておまして、我が会派でもいろいろ議論はされましたけれども、我が会派として多くの市民の声を後押しして、本市をはじめとして多くの関係者の方々と歩調を取りながら保全活用を推進するという立場で、やってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎小・中学校の教科書について

小・中学校の教科書についてお話をさせていただきます。

将来日本を背負って立っていただかなければならない子供たちに、どのように、どのような教育をしていくのか、またはどのような教育環境を整えるのか、これは大変重要であると考えています。以前より関心を持っていました、小・中学校の教科書に関して取り上げさせていただきたいと思います。

まず、私は今回、小学校の道徳、社会、それから、中学校の道徳、歴史、公民と、教科書を拝見いたしました。これらの教科書を採択するに当たって、検討対象が何社で、そして採用に至ったポイントは何だったのかということをお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

初めに、小学校社会科の検討対象は 3 社であり、採択した教育出版の採択理由は、「つかむ」「調べる」「まとめる」といった学習の流れが示されており、児童が見通しをもって学習することができるように工夫されていることや、アイヌ民族や北方領土など、北海道に関する記述が豊富であることなどであります。

次に、小学校道徳の検討対象は 8 社であり、採択した光村図書の採択理由は、学習の手引に、学習の目当てと 3 つの問いが示され、児童が見通しをもって主体的に学ぶことができるよう工夫されていることや、児童が多様な感じ方や考え方に触れ、多角的に考えることができるよう配慮されていることなどであります。

次に、中学校歴史の検討対象は 8 社であり、採択した教育出版の採択理由は、学習する時代を概観し、見通しをもって学習できるように工夫されていることや、アイヌの人たちの歴史や文化など、北海道に関する記載が多く、内容が充実していることなどであります。

次に、中学校公民の検討対象は 6 社であり、採択した教育出版の採択理由は、インターネットやテレビ、書籍や新聞等のメディアの活用方法が示されており、生徒が社会の情報に目を向けることができるよう工夫されていることや、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律や L G B T に関する記述が充実しており、生徒が今日的な課題について深く学ぶことができるよう工夫されていることなどであります。

最後に、中学校道徳の検討対象は 7 社であり、採択した光村図書の採択理由は、生徒の思考を促す問いが示されているとともに、いじめ問題や情報モラルなど、自分事として深く考えることができるよう工夫されていることなどであります。

○須貝委員

それでは、この小樽市教科用図書調査委員会のメンバーの構成はどのようになっていますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室村中主幹

小樽市教科用図書調査委員会規則及び小樽市教科用図書調査委員会要領に基づき、小樽市教科用図書調査委員会は1教科につき校長1名、教頭1名、主幹教員または教諭2名、学識経験者1名、保護者1名の計6名で構成して調査研究を行い、その内容を教育委員会へ答申し、教育委員会において協議の上、採択しております。

○須貝委員

それでは、この教科書の見直す期間、それから今後の予定についてお聞かせいただけますか。

○(教育)学校教育支援室村中主幹

教科書は文部科学省の通知に基づき、原則として4年ごとに使用することとしており、小学校においては平成30年度に文部科学省の検定を経て、令和元年度に採択、2年度から使用となっており、中学校においては、小学校と1年ずれ、元年度に文部科学省の検定、2年度に採択、3年度から使用となっております。

今後は、小学校が4年度に文部科学省の検定、5年度に採択、6年度から使用となり、中学校は、5年度に文部科学省の検定、6年度に採択、7年度から使用という予定が示されております。

○須貝委員

私は、今回、教科書を拝見して、改めてこの教育現場の進歩、それから時代の流れを強く認識いたしました。そこには、私たちの世代とは確実に違う、詰め込み式型とか、暗記型ではなくて、背景を考えさせる仕組みやディベートなどを取り入れた国際感覚を盛り込まれていたように思います。さらに、これもすごく感じたのですが、一方的な価値観の押しつけではなくて、多面的な人間関係、今お話がありましたが、いじめ、障害、インターネット、SDGsなど、非常に多岐にわたって考えて、それを話し合うきっかけをつくる、それを提示していたと思います。おとぎ話の桃太郎も、逆の立場に立った鬼ヶ島の子供の話が出ていましたけれども、本当に大いに考えさせられたところであります。

教科書の採択に当たっては、今回の小樽市教科用図書調査委員会の方々の御苦労と、私はその眼力に敬服したいと思って、今回見ていました。今日、折しも、北海道新聞の社説に出ていましたけれども、私はあの社説と全く違う意見ではありますが、この4月に政府の閣議決定に基づいて、歴史教科書の訂正・削除を求められた出版社が5社ありました。私はこの問題に関して、以前からずっと危惧を持っていた者なのですが、こういったことも含めて、教科書の選定においては細心の注意と配慮、そして見識が必要と考えますので、子供たちのためにも今後も最善の提供を、ぜひともお願いしたいということを申し上げて、この項を終わりにさせていただきたいと思いません。

◎新聞を活用した授業実践講座について

話題を変えます。

新聞を活用した授業の実施についてということで、8月16日に教育委員会主催でこの講座が実施されましたけれども、まずこの内容についてお聞かせください。

○(教育)学校教育支援室村中主幹

今年の8月16日に菁園中学校の教諭と桜町中学校の学校司書が講師となり、オンライン形式で講座を開催いたしました。

その内容につきましては、まず菁園中学校の授業動画の視聴と解説を行い、中学校における新聞を活用した授業の在り方と題して、英語の授業における実践や、学校図書館における新聞の活用について紹介しました。後半は、少人数によるワークショップを行い、意見交流を行いました。

○須貝委員

内容を拝見しましたが、情報を収集して自ら考えてプレゼンする、この若い教員方の発想とか取組はすごく大いに評価したいと思っています。今日は教育長もいらっしゃいますけれども、今後もこういった若い教員方の

この成長の支援、ぜひともお願いしたいと思っています。

それで、今お話があった、第 3 部のワークショップでの代表的な意見をお聞かせいただけますか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

ワークショップでの主な意見としては、英字新聞を読むことでリーディングの学習になり、日本の新聞を読んで英語で感想を書くことでライティングの学習になるなど、実際の新聞をどのように授業で活用したらよいかということや、学校図書館に新聞記事を掲示することで授業に生かすなど、学校司書がどのように教員方や授業と関わっていけばよいのかということを具体的に示してもらったので、今後の参考になったという意見が多く見られました。

○須貝委員

それで、これらの素材として新聞が使われておりますけれども、この件で今回、御調査をいただきました。

まず、市内中学校 12 校の図書室にある新聞の内訳をお示してください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

今年度、市内中学校には新聞 2 紙を配備することとしておりまして、北海道新聞が全 12 校に配備しております。朝日新聞が 8 校、読売新聞が 3 校、毎日新聞が 1 校となっております。

○須貝委員

では、この新聞はどのように採択されたのか、その過程をお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

新聞の選び方でございますが、総合的にあらゆるニュースを掲載し、小樽や道内といった地域の情報も掲載されているものとして、五十音順で申しますと、朝日新聞、北海道新聞、毎日新聞、読売新聞、この 4 紙の中から各学校長が選ぶというふうになってございます。

○須貝委員

それでは、校長が替わる都度、見直すということになりますか。

○（教育）学校教育支援室吉田主幹

校長が替わると申しますか、各年度ごとで見直しと申しますか、ずっとということではなくて、年度で見直しというふうに考えられます。

○須貝委員

これはお答えにくい質問かもしれませんが、新聞によって主張が異なったり、それぞれに特徴があると認識はされておりますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

教育委員会としての各新聞社の特徴に関する認識につきましては、各新聞社のホームページには編集の理念や方針などが示されておりますが、教育委員会といたしましては、各新聞社の特徴について見解を申し上げる立場になりものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○須貝委員

私は、複数読む習慣をずっと、もう何十年も続いているのですけれども、今、毎日 3 紙読んでいます。だからこそ確信していることがありまして、それは新聞によって、同じ事象を取り扱っても内容が全然違ふと。さらに新聞ですから事実しか書けませんので、そこには報道しない自由が存在すること、さらには見出しで印象を操作する傾向が見られることなどを日々強く感じています。特に政治や国際情勢においてはその傾向が顕著だと感じております。新聞社によっては意図的にそういった主張の刷り込み、押しつけも顕著と私は思っておりますけれども、教育委員会として新聞に求める機能というのはどのように考えていますか。

○（教育）学校教育支援室村中主幹

学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、各種統計資料や新聞など、教

材・教具の適切な活用を図ることと示されており、例えば国語科では、論説や報道などの文章を比較するなどして読み、理解したことや考えたことなどについて討論したり、文章にまとめたりする活動を行うことや、社会科では、新聞や読み物、その他の資料を適切に活用し、観察や調査した結果を整理し報告書にまとめ、発表する活動を行うなどが示されていることから、様々な情報が掲載されている新聞は児童・生徒の思考力、判断力、表現力の育成に資する教材の一つであると考えております。

○須貝委員

先ほど少し教科書に関してお話をさせていただきましたけれども、まさに今回拝見した公民の教科書にマスメディアに対する本質が書かれておりましたので、この公民の92ページのマスメディアと公平性、それから93ページのマスメディアへの姿勢というところに少しお答えいただけませんか。

○(教育) 学校教育支援室村中主幹

本市で現在使用している中学校の公民の教科書におけるマスメディアに関する主な記述を読み上げますと、「マスメディアは大きな力をもっているだけに、その公平性を確保することが大切です。」「民主政治が適切に行われるためには、報道の自由が最大限に保障され、多様な立場や見方が公平な条件の下で競い合うことが必要です。マスメディアには正確な事実を報道する責任があり、その検証は常になされなければなりません。私たち国民には、単にマスメディアの報道に左右されるのではなく、その情報を正しく使いこなしていくことが求められます。そのためには、一つの情報源による報道だけを受け入れるのではなく、常に複数の情報源を比べてみる必要があります。」

以上でございます。

○須貝委員

私の言わんとしているところを御賢察いただいていると思いますけれども、学習環境を提供する側の必要条件、キーワードがここには書かれているなど、公平性の確保、多様な立場、偏らない複数の情報源であると思います。その上で、生徒が情報リテラシーを身につけるように指導することが重要であると私は考えております。これは前回の一般質問でもお話させていただきました。

改めて、この学校図書館における新聞に関する教育委員会の見解ということで、教育長、いただけますでしょうか。

○教育長

学校図書館における新聞についての見解ということでございますけれども、新聞につきましても、このたびの学習指導要領改訂に伴いまして、小・中・高、それぞれ新聞を活用、それから補助教材として統計資料だとか、新聞などを活用することということが明記されました。そういったことで、本市においても昨年度から小学校、今年度から中学校において新聞を配備することといたしました。各学校において新聞を活用した指導の効果を高めるためには、まず地域や学校及び児童・生徒の実態等に応じて、学校長がその責任の下、教育的見地から見て有益、適切な補助教材として有効に活用することは大切であるというふうに考えています。

こうしたことから、多様な見方や考え方でできる事柄や、未確定な事柄を取り上げる、そういった場合には、学習指導要領においても記載されておりますけれども、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り入れたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童・生徒が多面的・多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをしないよう留意することが大切だというふうに学習指導要領で示されておりますので、そうしたことに十分配慮しながら、適切に活用していくことが重要だというふうに考えております。

○須貝委員

今後もまたフォローさせていただきたいと思っております。ぜひ公平性の担保、それから多様性の確保をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中村（吉宏）委員

◎小樽市の看護師養成学校について

小樽市の看護師養成学校について伺っていきますが、看護師養成学校、いわゆる今、準看護師を目指す学校である小樽市医師会看護高等専修学校と、それから小樽看護専門学校、そして、今これから新設されようとしている4年制の新規の学校に関連して伺います。

まず、この三つの学校に関するこれまでの整理ですけれども、今進められている枠組みを説明してください。

○（保健所）次長

小樽市内の看護師養成校についての今後の方針ということで、6月になりますが、小樽市内の関係する法人、小樽市医師会、医療法人社団心優会、それと学校法人共育の森学園に、小樽市が入ります四者協議の中で確認された内容ということでいきますと、今後も小樽市内での看護師養成の継続を目指すということ。小樽市医師会が運営しております、小樽市医師会看護高等専修学校は令和4年度の学生募集を停止し、令和4年度末で閉校するということ。学校法人共育の森学園が運営いたします、小樽看護専門学校は令和4年度中に設置者を医療法人社団心優会に引き継ぐこと。小樽看護専門学校は小樽市医師会看護高等専修学校の令和3年度と令和4年度の卒業生を受け入れて、令和6年度の学生募集を停止し、令和7年度末で閉校すること。それと、医療法人社団心優会は令和8年度に正看護師を養成する専門学校の開校を目指すといった内容の方針が示されているところでございます。

○中村（吉宏）委員

ということが現在の枠組みですけれども、これを受けて我が党は第2回定例会におきまして、この点に関して質問をしました。このスキーム、枠組みで進めますと、どうしても令和8年度から4年間は市内に看護人材供給が停止すると、この状況についてどのようなことが生じると市が考えているか、対応策とともに示してほしいということでしたけれども、答弁の中で、4年間で160人の新たな看護人材の供給が見込めない。看護師不足につながる可能性があるという認識をお持ちのようです。

そして、看護師不足の影響を最小限にとどめるといってもされながら、市としても北海道や関係機関、団体などと連携して対応ということなのですが、まず伺いたいのが、この160人新たな看護人材の供給が見込めないということで、看護師不足だとおっしゃっているのですけれども、現在の小樽の看護人材は、どういう状況なのかというのを、どこまで把握されているのかを伺いたいのですが、まず、現在小樽市内で看護師が何名いるのか、把握されていますか。

○（保健所）保健総務課長

今時点のというのは押さえてはいないのですが、道というか、厚生労働省が公表している、看護職員就業状況という公表された数字がございまして。これは衛生行政報告例という厚生労働省の調査で報告されたものでございまして。これで示されているのが、平成30年12月末現在の数字ということで、小樽市の看護師の数が1,697名という数字が示されております。

○中村（吉宏）委員

毎年採用があつてということで、いつの時点で調べるのか、結構人の動向もあると思うのですけれども、私が手配した平成30年のデータだと、現在、小樽市で看護師・准看護師ということで数字が上がってきているのが1,533名、ただ、正確かと言われると、そこまで正確ではないのですけれども、もう少し多いと思います。というのは、介護施設等で稼働されている方がまだ含まれていない部分もあるので、少なくとも市内医療機関、介護老人保健施設等含めると1,533名、こういう状況になるわけなのです。

そして、もう一つデータとして伺いたいのは、毎年度、年度の初めなのですから、各医療機関で求人を出して、看護師を採用されると思いますが、市内における毎年度の年度当初の採用人数は何人ぐらいなのか、お示しく

ださい。

○(保健所)保健総務課長

結論から申し上げますと、それを把握するためには各医療機関に調査をしなければならないということになるのですが、そういう調査は現在行ってはおりませんので、市としては把握をしていないということになります。

ただ、ハローワークで公表している職業別の求人・求職のデータというのがあるのですが、こういうものを参考にさせていただくことはございます。

○中村(吉宏)委員

ハローワークの求人で何名の看護師が小樽で稼働したかというのを把握するのは、少しデータとして難しいのではないかと思いますので。

将来の看護人材の不足につながる可能性ということを訴えながら、どのくらいの人数の看護師が不足するのかということも、こういう基本的なデータがないと判断できないと思うのですが、この点についてはどのような御認識かお聞かせください。

○(保健所)次長

看護師の不足に関することでございますけれども、北海道で北海道看護職員需給推計というのをしております。今公表されているのについては、令和元年11月に公表されたものでありますが、この中で医療圏ごとに将来の推計値が示されておりまして、2025年にどの程度、看護師が必要になるかという数字を出しておりますけれども、2018年の実数と比較して、後志圏域全体で不足しているという数字もありますので、こういった数字を参考に、看護師の不足が続くのだということ把握させていただいているという状況でございます。

○中村(吉宏)委員

そういう推計がデータの基になっているということですが、実際に小樽市として取り組まなければならないことは、小樽市の現状をやはり把握するべきだと思うのです。各医療機関ですとか、看護師が必要な施設等に問合せをして集計をしていけば、把握できると思うのです。

そして、かつ、それぞれの機関で抱える課題も把握しながら、これを進めていかないとまずいのではないかと思いますので、この辺はいかがですか。

○(保健所)次長

先ほど保健総務課長からもございましたけれども、市内全体の把握ということになりますと、各医療機関全てから状況を把握する、聞いていくことが必要になってくると思います。今後、看護師養成校の存続、もしくは新設して新たな学校に変わっていくといった中で、そういった情報は確かに必要になってくると思いますので、小樽市看護学校検討協議会の中でも御相談させていただきながら、見解として、そういう情報が必要かどうか調べていくことになるのかということをお相談させていただくことになろうかというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

あと、今の御答弁で、今後、新しい学校も開設していく、そういう流れの中でということですが、現在、既にもう令和8年度以降のことも踏まえて、さらには来年度以降、このまちに准看護師が輩出されなくなってしまうと。従来ですと、小樽看護専門学校と、小樽市医師会看護高等専修学校、合わせて70名の看護師・准看護師がずっと輩出されてきたものが、今年度末は70名保てますけれども、来年度末から30名になっていく。それがゼロになっていくという状況を踏まえて、医療機関からも様々な声が上がっているのです。

まず、小樽市医師会看護高等専修学校の生徒たちでも、クリニックで今看護助手として働いている方たちがいなくなってしまうと、その補助者の確保が難しくなるとか、あるいは小樽市医師会看護高等専修学校を卒業した准看護師の7割から8割が市内に通勤されていると。こうした方たちがいなくなることで、クリニックで勤務している方とか、精神科とか、そういったところでの求人、採用が非常に難しくなるとか、あとはグループホームですとか、

訪問介護ステーション、そういったところでも看護師確保がますます難しくなるだろうと。さらに定年退職の方が出るので、減少する数は非常に多いわけなのです。

こういった状況もきちんと把握しながら、そのスキームを考えていかないと、非常にこの先、市内の看護人材の不足どころではなくなって、いなくなってしまう、あるいは医療機関が運営できなくなるのではないかという危機感を私などは持っているのですけれども、その上で先ほど、しっかりと状況把握していただきたいということを申し上げたのですが、この点を踏まえていかがですか。

○（保健所）次長

先ほど申し上げたとおり、現状把握という部分がこれから必要になってくると思いますので、小樽市看護学校検討協議会の皆さんと相談しながら、こういった方法でやっていくのかという辺りも含めて、御相談させていただければというふうに思っております。

○中村（吉宏）委員

今に関連しますけれども、本当に看護師の人数というのは小樽市の様々な計画にも影響していく形になると思います。例えば小樽市高齢者保健福祉計画ですとかの中に地域密着型サービスの話で定期巡回・随時対応型訪問介護看護というところに、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を連携しながら定期巡回するということで、今年度の実績でいきますと、令和 3 年度、67 名、毎月対応しているものを、令和 7 年度以降は 92 名対応しなければならないと。診る患者が増える割に看護師の減少が見込まれるということで、こういった計画にも影響するのではないかと思いますけれども、こういった点いかがですか、どのようにお考えかお示してください。

○（福祉保険）太田主幹

第 8 期小樽市介護保険事業計画におきまして、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、こちら 1 か所の整備を予定しております。令和 5 年度、事業開始で事業者の募集を行ったところであります。先月、小樽市地域密着型サービス運営委員会というものを開催しまして、応募のありました事業者から書類及びヒアリング審査を経まして、選定すべき予定事業者というのを決定しております。なので、現状この第 8 期の計画については達成できる見込みと考えております。

○中村（吉宏）委員

事業者が選定されたということでもありますけれども、将来的に、もちろん一定の人数を各事業所できちんと確保しなければならないという中で、将来的にその事業所が看護師を確保することが担保できるのかという問題があると思うのですが、一応、私が今問題にしているのは、そういう話なのですけれども、その点どうですかと聞いても答え出てこないと思います。難しいと思うのです。結局、事業者が人をそろえられないから、事業から撤退しますということになると、やはり計画が実現できないという話になりかねないということも非常に危惧しています。

また、小樽市過疎地域持続的発展市町村計画の中でも、医療に関しては「限られた医療機関や人材を活用して、保健医療サービスの提供を続けるには、市民、市、関係機関がそれぞれ役割を考え、協力し合うことが必要」だと書かれているのですけれども、今この問題としてこのスキーム、4 年間の空白が生まれるこの部分について、短縮してほしいという声も上がってれば、私の考えとしては、ここの間断がない状況でスキームを進めていただきたいと思っていますのですが、これについては小樽市としてはどのようなお考えなのか、まずお聞かせください。

○（保健所）次長

現在の 2 校が閉校となってから、予定されている新設校の開校の時期まで 4 年間の空白があるという状況にございますけれども、この方針につきましては、先ほど申し上げました、3 法人と小樽市が参画しております小樽市看護学校検討協議会の中で、皆さんの総意を持ってこの方針が決められた内容になっております。資金の問題ですとか、教職員の人数確保等を含めた中で、現状、実現できる形とすれば、この方針で行くしかないだろうということで、皆さんの合意を得られたものですので、現状といたしましては、この方針で進んでいくということで考えて

おります。

○中村（吉宏）委員

少しこの先まだ課題が残るのですけれども、今示された、もしスキームを短縮するときのお金の問題というのがありました。それから、教員の問題というのが今示されました。

この点について、まず具体的にお金の問題であれば、小樽市が例えば財政負担しなければならぬものがあるのか、あるとすれば幾らなのか。

教員の問題については、どういう問題があるのか、そして、それについてどういう対応したのか、まず、これをお示しいただきたいと思います。また、今後いろいろ検討して情報を集めたいと思いますので、今日はこの 2 点だけ示していただけますか。

○（保健所）次長

資金の問題につきましては、個別の民間の経営に関することですので、なかなか現段階で公表するという段階には至っておりませんので、いずれ市でもその支援のために財政支出が必要になるといった場合には、どういう経営状況であるので、幾らの支援が必要だということで、その時点では当然お示ししなければならないと思いますけれども、現時点では資金については公表することはできないというふうに考えております。

教員の問題につきましては、現 2 校、小樽看護専門学校と小樽市医師会看護高等専修学校の教員ができるだけそのまま引き続き教員として新設校についても残っていただくという方針の下に、引き継ぐ医療法人社団心優会に考えていただいていたと。

その中で、両校が併存する時期がありますと、今の両校の教員だけでは足りない状況が発生します。その教員をどこから確保していくのかというのが、一つ大きな課題でありまして、その部分はなかなか難しいだろうと。できれば今の教員をそのまま雇用していただいた上で、新設校に行くというのが皆さんの希望でもありましたので、その方向に沿った形でいけば、この 4 年間に間を空けることもやむを得ないかということでの皆さんの御意見でございました。

ただ、その足りなくなる人員というのは、その 2 校併存となったときに、不足する教員数が 5 人というふうになっておりました。5 人という数は結構な大きな数になりますので、この確保もなかなか難しいという状況にあったという状況でございます。

○中村（吉宏）委員

今示していただいた状況について、まずこの 4 年間の状況、空白が生まれるということは、市内では医療機関とか、市民の方たちも恐らく納得していないという状況だけは、まず一つお伝えしておきたいと思います。

また、人員についてもいろいろと北海道が対応していただける状況に、首をかしげていますけれども、小樽市看護学校検討協議会の中ではそういう話ですけれども、市全体ではそういう話になっていないと思います。人員についても、我が党の中村裕之衆議院議員と、それから佐藤禎洋道議会議員、いろいろ調整をしていただいて、若干ではありますが、柔軟な対応ができるような用意があると伺っておりますので、これも、また状況が整いましたら、原課としっかりとやり取りさせていただきながら、前に進むようにしていきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。